

租税法判例六法追補

《目次》

法令追補

◎ 国税通則法の一部改正	2
◎ 国税徴収法の一部改正	7
◎ 所得税法の一部改正	12
◎ 所得税法の一部改正	35
○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 法 5）の一部改正	36
○ 所得税法施行令の一部改正	36
◎ 法人税法の一部改正	37
● 法人税法施行令の一部改正	77
● 相続税法の一部改正	102
● 租税特別措置法の一部改正	103

判例追補

● 租税法総論	108
◎ 国税通則法	108
◎ 国税徴収法	109
◎ 所得税法	110
◎ 法人税法	111
● 租税特別措置法	114

法令追補

◎国税通則法の一部改正

所得税法等の一部を改正する法律（平成26・3・31法10）第7条による改正

施行 平成26・4・1〔それ以外の施行日は個別に注記〕

第十五条第二項第三号中「法人税 事業年度」を「法人税及び地方法人税 事業年度」に改める〔**地方法人税法施行日**〕。

第十九条第四項第三号ハ中「第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）」を「第百四十四条の十三第十二項（欠損金の繰戻しによる還付）」に*、「の規定」を「若しくは地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二十三条第一項（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）の規定」に改める〔**地方法人税法施行日**。*は平成28・4・1〕。

第二十一条第二項中「法人税」の下に「、地方法人税」を加える〔**地方法人税法施行日**〕。

第三十条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「法人税」の下に「、地方法人税」を加える〔**地方法人税法施行日**〕。

第三十三条第二項中「法人税」の下に「、地方法人税」を加える〔**地方法人税法施行日**〕。

第四十三条第二項中「法人税」の下に「、地方法人税」を加え、同項第一号中「とき。 当該処分」を「とき 当該処分」に改め、同項第二号中「とき。 旧納税地」を「とき 旧納税地」に改める〔**地方法人税法施行日**〕。

第四十六条第三項中「掲げる税額」を「定める税額」に改め、同条第四項を次

のように改める〔平成 27・4・1〕。

- ④ 税務署長等は、前二項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る国税の納付については、その猶予をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができる。この場合においては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を定めるものとする。

第四十六条第五項ただし書中「五十万円」を「百万円」に改め、「である場合」の下に「、その猶予の期間が三月以内である場合」を加え、**同条**に次の二項を加える〔平成 27・4・1〕。

- ⑧ 第四項の規定は、税務署長等が、前項の規定により第二項又は第三項の規定による納税の猶予をした期間を延長する場合について準用する。
- ⑨ 税務署長等は、第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定によりその猶予に係る金額を分割して納付させる場合において、納税者が第四十七条第一項（納税の猶予の通知等）の規定により通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるとき又は第四十九条第一項（納税の猶予の取消し）の規定により猶予期間を短縮したときは、その分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を変更することができる。

第四十六条の次に次の一条を加える〔平成 27・4・1〕。

（納税の猶予の申請手続等）

第四十六条の二① 前条第一項の規定による納税の猶予の申請をしようとする者は、同項の災害によりその者がその財産につき相当な損失を受けたことの実態の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該事実を証するに足りる書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない。

② 前条第二項の規定による納税の猶予の申請をしようとする者は、同項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づきその国税を一時に納付することができない事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間、分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該該当する事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない。

- ③ 前条第三項の規定による納税の猶予の申請をしようとする者は、同項各号に定める税額に相当する国税を一時に納付することができない事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間、分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）その他の政令で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない。
- ④ 前条第七項の規定による猶予の期間の延長を申請しようとする者は、猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付することができないやむを得ない理由、猶予期間の延長を受けようとする期間、分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）その他の政令で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない。
- ⑤ 第一項、第二項又は前項の規定により添付すべき書類（政令で定める書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、前条第一項若しくは第二項（第一号、第二号又は第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実と類する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による納税の猶予又はその猶予の期間の延長をする場合において、当該申請者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると税務署長等が認めるときは、添付することを要しない。
- ⑥ 税務署長等は、第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請に係る事項について調査を行い、前条の規定による納税の猶予若しくはその猶予の期間の延長をし、又はその納税の猶予若しくはその猶予の延長を認めないものとする。
- ⑦ 税務署長等は、第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書についてその記載に不備があるとき又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき若しくはその提出がないときは、当該申請者に対して当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出を求めることができる。
- ⑧ 税務署長等は、前項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。
- ⑨ 第七項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた当該申請者は、前項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して二十日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出

をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

⑩ 税務署長等は、第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請者について前条第一項から第三項まで又は第七項の規定に該当していると認められるときであつても、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による納税の猶予又はその猶予の延長を認めないことができる。

一 第四十九条第一項第一号（納税の猶予の取消し）に掲げる場合に該当するとき。

二 当該申請者が、次項の規定による質問に対して答弁せず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 不当な目的で前条の規定による納税の猶予又はその猶予の期間の延長の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき。

⑪ 税務署長等は、第六項の規定による調査をするため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、当該申請者に質問させ、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

⑫ 前項の規定により質問又は検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

⑬ 第十一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十七条第一項中「前条」を「第四十六条（納税の猶予の要件等）」に改め、「したとき」の下に「(同条第九項の規定により分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を変更したときを含む。)」を、「猶予期間」の下に「、分割して納付させる場合の当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額（同項の規定による変更をした場合には、その変更後の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額）」を加え、**同条第二項**中「第三項まで又は第七項の申請がされた」を「第四項までの規定による申請書の提出があつた」に改める〔平成 27・4・1〕。

第四十九条第一項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、**同項第一号**中「一に」を「いずれかに」に改め、**同項第二号**を次のように改める〔平成 27・4・1〕。

二 第四十七条第一項（納税の猶予の通知等）の規定により通知された分割納

付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付しないとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

第四十九条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、**同号**を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える〔平成 27・4・1〕。

四 新たにその猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

五 偽りその他不正な手段によりその猶予又はその猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきその猶予をし、又はその猶予期間の延長をしたことが判明したとき。

第四十九条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める〔平成 27・4・1〕。

第六十三条第一項中「(換価の猶予)」を「若しくは第百五十一条の二第一項(換価の猶予の要件等)」に改め、**同項ただし書**中「第百五十二条(換価の猶予の取消し等)」を「第百五十二条第三項又は第四項(換価の猶予に係る分割納付、通知等)」に改め、**同条第三項**中「第百五十一条第一項」の下に「若しくは第百五十一条の二第一項」を加える〔平成 27・4・1〕。

第六十五条第三項第二号中「、法人税」の下に「、地方法人税」を加え、**同号イ***中「(外国税額控除)」の下に「若しくは第百六十五条の六(非居住者に係る外国税額の控除)」を加え、**同号ロ***中「若しくは第八十一条の十五」を「、第八十一条の十五」に改め、「における外国税額の控除」の下に「若しくは第百四十四条の二(外国法人に係る外国税額の控除)」を加え、**同号ニ**を同号ホとし、**同号ハ**を同号ニとし、**同号ロ**の次に次のように加える〔**地方法人税法施行日。***は平成 28・4・1〕。

ハ 地方法人税法第二条第十九号(定義)に規定する中間納付額、同法第十二条(外国税額の控除)の規定による控除をされるべき金額又は同法第二十条第二項(中間申告による納付)の規定により納付すべき地方法人税の額(その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の地方法人税の額)

第七十四条の二第一項中「、法人税」の下に「、地方法人税」を加え、**同項第二号**中「法人税に」を「法人税又は地方法人税に」に改め、**同条第四項**中「、法人税」の下に「又は地方法人税」を、「連結所得に対する法人税」の下に「若しく

は連結親法人の地方法人税」を、「法人に対する法人税」の下に「又は地方法人税」を加える〔**地方法人税法施行日**〕。

第七十四条の九第三項中「前二項」を「この条」に改め、**同項第一号**中「同項第二号イ、同項第三号イ」を「第二号イ、第三号イ」に改め、同条に次の一項を加える〔**平成 26・7・1**〕。

⑤ 納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として財務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

第七十五条第四項中「一に」を「いずれかに」に改め、**同項第一号**中「又は同法」を「、同法」に、「に係る更正（）」を「又は地方法人税法第二十七条第二項（青色申告）に規定する青色申告書に係る更正（）」に改める〔**地方法人税法施行日**〕。

第八十五条第一項及び**第八十六条第一項**中「法人税」の下に「、地方法人税」を加える〔**地方法人税法施行日**〕。

第九十九条の見出しを「(国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決)」に改め、**同条第一項**中「行なう」を「行う」に、「申し出なければ」を「通知しなければ」に改め、**同条第二項**中「申出」を「通知」に改め、「、国税不服審判所長に対し指示をするときは」を削り、「国税審議会の議決に基づいてこれをしなければ」を「国税不服審判所長と共同して当該意見について国税審議会に諮問しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

③ 国税不服審判所長は、前項の規定により国税庁長官と共同して国税審議会に諮問した場合には、当該国税審議会の議決に基づいて裁決をしなければならない。

◎ 国税徴収法の一部改正

所得税法等の一部を改正する法律（平成26・3・31法10）第8条による改正

施行 平成 26・4・1〔それ以外の施行日は個別に注記〕

第二条第十号中「延納」の下に「(第百五十一条の二第一項(換価の猶予の要件等)において「延納」という。)」を加える〔平成27・4・1〕。

第三十六条第三号中「、法人税法」を「若しくは第百六十八条の二(非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)、法人税法」に、「若しくは第百三十二条の三」を「、第百三十二条の三」に、「、相続税法」を「若しくは第百四十七条の二(外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)、相続税法」に改める〔平成28・4・1〕。

第七十九条の見出しを「(差押えの解除の要件)」に改め、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「差押を」を「差押えを」に改め、同項第一号中「差押に」を「差押えに」に改め、同項第二号中「差押に」を「差押えに」に、「先だつ」を「先立つ」に、「こえる見込」を「超える見込み」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「差押を」を「差押えを」に改め、同項第一号中「差押に」を「差押えに」に、「先だつ」を「先立つ」に改め、同項第二号中「差し押える」を「差し押さえる」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に改め、同項に次の一号を加える。

三 差押財産について、三回公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込み(以下「入札等」という。)がなかつた場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。

第八十九条の見出しを「(換価する財産の範囲等)」に改め、同条第一項中「取立」を「取立て」に改め、同条第二項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「取立」を「取立て」に改め、同条に次の一項を加える。

③ 税務署長は、相互の利用上差押財産を他の差押財産(滞納者を異にするものを含む。)と一括して同一の買受人に買い受けさせることが相当であると認めるときは、これらの差押財産を一括して公売に付し、又は随意契約により売却することができる。

第九十八条を次のように改める。

(見積価額の決定)

第九十八条① 税務署長は、近傍類似又は同種の財産の取引価格、公売財産から生ずべき収益、公売財産の原価その他の公売財産の価格形成上の事情を適切に

勘案して、公売財産の見積価額を決定しなければならない。この場合において、税務署長は、差押財産を公売するための見積価額の決定であることを考慮しなければならない。

- ② 税務署長は、前項の規定により見積価額を決定する場合において、必要と認めるときは、鑑定人にその評価を委託し、その評価額を参考とすることができる。

第百条第一項中「入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）」を「入札等」に改める。

第二百二十八条第二号中「差押」を「差押え」に改め、**同条第三号**中「差し押えた」を「差し押さえた」に改め、同条に次の一項を加える。

- ② 第八十九条第三項（換価する財産の範囲等）の規定により差押財産（同条第一項に規定する差押財産をいう。以下この項において同じ。）が一括して公売に付され、又は随意契約により売却された場合において、各差押財産ごとに前条第一号に掲げる売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各差押財産の見積価額に応じて^{あんぶん}按分して得た額とする。各差押財産ごとの滞納処分費の負担についても、同様とする。

第二百二十九条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、**同条第二項**中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に、「差押」を「差押え」に改める。

第二百五十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（換価の猶予の要件等）」を付し、**同条第一項**中「一に」を「いずれかに」に、「（納税の猶予）」を「（納税の猶予の要件等）又は次条第一項」に改め、**同項ただし書**中「こえる」を「超える」に改め、**同条第二項**を次のように改める〔平成27・4・1〕。

- ② 税務署長は、前項の規定による換価の猶予又は第二百五十二条第三項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において読み替えて準用する国税通則法第四十六条第七項の規定による換価の猶予の期間の延長をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類又は第二百五十二条第一項の規定により分割して納付させるために必要となる書類の提出を求めることができる。

第二百五十一条の次に次の一条を加える〔平成27・4・1〕。

第百五十一条の二① 税務署長は、前条の規定によるほか、滞納者がその国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その国税の納期限（延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日）から六月以内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付すべき国税（国税通則法第四十六条第一項から第三項まで（納税の猶予の要件等）の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

② 前項の規定は、当該申請に係る国税以外の国税（次の各号に掲げる国税を除く。）の滞納がある場合には、適用しない。

一 国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予（次号において「納税の猶予」という。）又は前項の規定による換価の猶予の申請中の国税

二 国税通則法第四十六条第一項から第三項まで又は前条第一項若しくは前項の規定の適用を受けている国税（同法第四十九条第一項第四号（納税の猶予の取消し）（次条第三項又は第四項において準用する場合を含む。）に該当し、納税の猶予又は前条第一項若しくは前項の規定による換価の猶予が取り消されることとなる場合の当該国税を除く。）

③ 第一項の規定による換価の猶予の申請をしようとする者は、同項の国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細、その納付を困難とする金額、当該猶予を受けようとする期間、その猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の政令で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長に提出しなければならない。

第百五十二条中「第四十六条第四項から第七項まで（納税の猶予の場合の分割納付等）」を「第四十六条第五項から第七項まで及び第九項」に、「並びに同法」を「並びに」に改め、「第四十九条第一項」の下に「（第五号に係る部分を除く。）」を加え、「前条第一項」を「第百五十一条第一項」に、「、「その期間」と」を「「その期間」と、同条第九項中「第四項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「国税徴収法第百五十二条第一項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）」と、それぞれ」に改め、**同条**を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える〔平成 27・4・1〕。

- ① 税務署長は、第百五十一条第一項（換価の猶予の要件等）若しくは前条第一項の規定による換価の猶予又は第三項において読み替えて準用する国税通則法第四十六条第七項（納税の猶予の要件等）若しくは第四項において準用する同条第七項の規定による換価の猶予の期間の延長をする場合には、その猶予に係る金額（その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の税務署長が指定する月。以下この項において同じ。）に分割して納付させるものとする。この場合においては、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予をする期間内の各月に納付させる金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようにしなければならない。
- ② 税務署長は、第百五十一条第一項又は前条第一項の規定による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

第百五十二条に次の一項を加える〔平成27・4・1〕。

- ④ 国税通則法第四十六条第五項から第七項まで及び第九項、第四十六条の二第四項及び第六項から第十項まで（納税の猶予の申請手続等）、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項並びに第四十九条第一項及び第三項の規定は、前条第一項の規定による換価の猶予について準用する。この場合において、同法第四十六条第九項中「第四項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「国税徴収法第百五十二条第一項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）」と、同法第四十六条の二第四項中「分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）」とあるのは「その猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」とあるのは「国税徴収法第百五十一条の二第三項（換価の猶予の要件等）又は同法第百五十二条第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において読み替えて準用する第四項」と、同条第七項中「第一項から第四項まで」とあるのは「国税徴収法第百五十一条の二第三項又は同法第百五十二条第四項において読み替えて準用する第四項」と、同条第十項中「第一項から第四項まで」とあるのは「国税徴収法第百五十一条の二第三項又は同法第百五十二条第四項において読み替えて準用する第四項」と、「前条第一項から第三項まで又は第七項」とあるのは「同法第百五十一条の二第一項又は同法第百五十二条第四項において準用する前条第七項」と、同項第二号中「次項」とあ

るのは「国税徴収法第百四十一条（質問及び検査）」と、「同項」とあるのは「同条」と、同法第四十七条第二項中「前条第一項から第四項まで」とあるのは「国税徴収法第百五十一条の二第三項（換価の猶予の要件等）又は同法第百五十二条第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において読み替えて準用する前条第四項」と、それぞれ読み替えるものとする。

第百八十二条第二項中「差し押える」を「差し押さえる」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、**同条第三項**中「前項」を「前二項」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、**同項**を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- ③ 税務署長は、差し押さえた財産を換価に付するため必要があると認めるときは、他の税務署長又は国税局長に滞納処分の引継ぎをすることができる。

第百八十三条第二項及び**第三項**中「差し押える」を「差し押さえる」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、**同条第四項**中「前条第三項」を「前条第四項」に、「前二項」を「前三項」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- ④ 税関長は、差し押さえた財産を換価に付するため必要があると認めるときは、他の税関長に滞納処分の引継ぎをすることができる。

第百八十四条中「第百八十二条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「以下」を削る。

第百八十五条中「第百八十三条第二項」の下に「若しくは第四項」を加える。

◎ 所得税法の一部改正

所得税法等の一部を改正する法律（平成26・3・31法10）第1条による改正

施行 平成 26・4・1〔それ以外の施行日は個別に注記〕

第二条第一項第八号の三の次に次の一号を加える〔平成 28・4・1〕。
八の四 恒久的施設 次に掲げるものをいう。

- イ 非居住者又は外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるもの
- ロ 非居住者又は外国法人の国内にある建設作業場（非居住者又は外国法人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。）を行う場所をいい、当該非居住者又は外国法人の国内における当該建設作業等を含む。）
- ハ 非居住者又は外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの

第二条第一項第十一号中「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に改め〔**金商等一部改正法（平成 25 法 45）附則 1 条 3 号施行日**〕、**同項第四十二号**中「第百六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「これらの号に掲げる非居住者のいずれにも該当しなくなる」を「恒久的施設を有しないこととなる」に、「同項第四号に掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設を有しない」に、「第百六十一条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「第百六十一条第一項第六号（国内源泉所得）」に改める〔**平成 28・4・1**〕。

第五条第二項第一号中「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に改め、**同項第二号**中「給付補てん金」を「給付補填金」に、「第百六十一条第一号の二から第七号まで又は第九号から第十二号まで」を「第百六十一条第一項第四号から第十一号まで又は第十三号から第十六号まで」に改める〔**平成 28・4・1**〕。

第七条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、**同項第二号**中「第百六十一条（国内源泉所得）」を「第九十五条第一項（外国税額控除）」に、「国内源泉所得（」を「国外源泉所得（」に、「この条」を「この号」に、「「国内源泉所得」を「「国外源泉所得」に、「及びこれ以外の所得」を「以外の所得及び国外源泉所得」に改め、**同項第三号**中「掲げる国内源泉所得」を「定める国内源泉所得」に改め、**同項第四号**中「給付補てん金」を「給付補填金」に改め、**同項第五号**を次のように改める〔**平成 28・4・1**〕。

- 五 外国法人 第百六十一条第一項（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得のうち同項第四号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げるもの

第十五条中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同条第三号中「第一百六十四条第一項第一号から第三号まで（国内に恒久的施設を有する非居住者）に掲げる非居住者に該当する」を「恒久的施設を有する非居住者である」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「第一百六十一条第三号（不動産の貸付け等の対価）」を「第一百六十一条第一項第七号（国内源泉所得）」に改める〔平成 28・4・1〕。

第二十八条第三項第五号中「千五百万円」を「千二百万円」に改め、同項第六号中「千五百万円」を「千二百万円」に、「二百四十五万円」を「二百三十万円」に改める〔平成 28・1・1。平成 28 年分の所得税について適用〕。

第四十一条の次に次の一条を加える〔平成 26 年 4 月 1 日以後に行う当該権利の譲渡について適用〕。

（発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額）

第四十一条の二 居住者が株式を無償又は有利な価額により取得することができる権利として政令で定める権利を発行法人から与えられた場合において、当該居住者又は当該居住者の相続人その他の政令で定める者が当該権利をその発行法人に譲渡したときは、当該譲渡の対価の額から当該権利の取得価額を控除した金額を、その発行法人が支払をする事業所得に係る収入金額、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等の収入金額、第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等の収入金額、一時所得に係る収入金額又は雑所得（第三十五条第三項（雑所得）に規定する公的年金等に係るものを除く。）に係る収入金額とみなして、この法律（第二百二十四条の三（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）、第二百二十五条（支払調書及び支払通知書）及び第二百二十八条（名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書）並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）の規定を適用する。

第二編第二章第二節第三款中第四十四条の二を第四十四条の三とし、第四十四条の次に次の一条を加える。

（免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入）

第四十四条の二① 居住者が、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項（免責許可の決定の要件等）に規定する免責許可の決定又は再生計画認可の決定があつた場合その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合にその有する債務の免除を受けたときは、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、その者の各種所得の金額の計算上、総収

入金額に算入しない。

- ② 前項の場合において、同項の債務の免除により受ける経済的な利益の価額のうち同項の居住者の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（第一号から第四号までに定める金額にあつては当該経済的な利益の価額がないものとして計算した金額とし、第五号に定める金額にあつては同項の規定の適用がないものとして総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算した場合における金額とする。）の合計額に相当する部分については、同項の規定は、適用しない。
- 一 不動産所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合 当該免除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額
 - 二 事業所得を生ずべき事業に係る債務の免除を受けた場合 当該免除を受けた日の属する年分の事業所得の金額の計算上生じた損失の金額
 - 三 山林所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合 当該免除を受けた日の属する年分の山林所得の金額の計算上生じた損失の金額
 - 四 雑所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合 当該免除を受けた日の属する年分の雑所得の金額の計算上生じた損失の金額
 - 五 第七十条第一項又は第二項（純損失の繰越控除）の規定により、当該債務の免除を受けた日の属する年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する純損失の金額がある場合 当該控除する純損失の金額
- ③ 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨、同項の規定により総収入金額に算入されない金額その他財務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。
- ④ 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

第五十七条の二第一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「第二十八条第二項（給与所得）に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額」に、「第二十八条第二項（給与所得）」を「同項」に改め、**同項各号**を削り、**同条第二項**中「その者に係る」の下に「第二十八条第一項に規定する」を加える〔平成 28・1・1。平成 28 年分以後の所得税について適用〕。

第九十五条第一項中「第四項」を「第十項」に、「所得でその源泉が国外にあるもの」を「国外所得金額（国外源泉所得に係る所得のみについて所得税を課す

るものとした場合に課税標準となるべき金額に相当するものとして政令で定める金額をいう。)」に改め、**同条第八項**を同条第十七項とし、**同条第七項**を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える〔平成 28・4・1。平成 29 年分以後の所得税について適用〕。

⑩ 第十項から前項までに定めるもののほか、第一項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十五条第六項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える〔平成 28・4・1。平成 29 年分以後の所得税について適用〕。

⑬ 第一項から第三項までの規定の適用を受ける居住者は、当該居住者が他の者との間で行った取引のうち、当該居住者のその年の第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該居住者の国外事業所等に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該国外事業所等に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

⑭ 第一項から第三項までの規定の適用を受ける居住者は、当該居住者の事業場等と国外事業所等との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が第四項第一号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第九十五条第五項を同条第十一項とし、**同条第四項**中「つき前三項」を「つき第一項から第三項まで」に、「の前三項」を「のこれら」に改め、**同項**を同条第十項とし、同条第三項の次に次の六項を加える〔平成 28・4・1。平成 29 年分以後の所得税について適用〕。

④ 第一項に規定する国外源泉所得とは、次に掲げるものをいう。

一 居住者が国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するものその他の政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を通じて事業を行う場合において、当該国外事業所等が当該居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該国外事業所等が果たす機能、当該国外事業所等において使用する資産、当該国外事業所等と当該居住者の事業場等（当該居住者の事業に係る事業場その他これに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該国外事業所等以外のものをいう。以下この条において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該国外事業所等に帰せられるべき所得（当該国外事業所等の譲渡により生ずる所得を含み、第十五号に該当するも

のを除く。)

- 二 国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得
- 三 国外にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの
- 四 国外において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行う者が受ける当該人的役務の提供に係る対価
- 五 国外にある不動産、国外にある不動産の上に存する権利若しくは国外における採石権の貸付け（地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。）、国外における租鉱権の設定又は非居住者若しくは外国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価
- 六 第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの
 - イ 外国の国債若しくは地方債又は外国法人の発行する債券の利子
 - ロ 国外にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所」という。）に預け入れられた預金又は貯金（第二条第一項第十号（定義）に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。）の利子
 - ハ 国外にある営業所に信託された合同運用信託若しくはこれに相当する信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託若しくはこれに相当する信託の収益の分配
- 七 第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの
 - イ 外国法人から受ける第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息
 - ロ 国外にある営業所に信託された投資信託（公社債投資信託並びに公募公社債等運用投資信託及びこれに相当する信託を除く。）又は特定受益証券発行信託に相当する信託の収益の分配
- 八 国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）で当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）
- 九 国外において業務を行う者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの
 - イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又はその譲渡による対価

- ロ 著作権（出版権及び著作権隣接権その他これに準ずるものを含む。）の使用料又はその譲渡による対価
- ハ 機械、装置その他政令で定める用具の使用料
- 十 次に掲げる給与、報酬又は年金
 - イ 俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬のうち、国外において行う勤務その他の人的役務の提供（内国法人の役員として国外において行う勤務その他の政令で定める人的役務の提供を除く。）に基因するもの
 - ロ 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で第三十一条第一号及び第二号（退職手当等とみなす一時金）に規定する法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類するものに基づいて支給される年金（これに類する給付を含む。）
 - ハ 第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等のうちその支払を受ける者が非居住者であった期間に行つた勤務その他の人的役務の提供（内国法人の役員として非居住者であった期間に行つた勤務その他の政令で定める人的役務の提供を除く。）に基因するもの
- 十一 国外において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの
- 十二 国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第六項（定義）に規定する外国保険業者の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）
- 十三 次に掲げる給付補填金、利息、利益又は差益
 - イ 第一百七十四条第三号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる給付補填金のうち国外にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの
 - ロ 第一百七十四条第四号に掲げる給付補填金に相当するもののうち国外にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に相当するものに係るもの
 - ハ 第一百七十四条第五号に掲げる利息に相当するもののうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの
 - ニ 第一百七十四条第六号に掲げる利益のうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの
 - ホ 第一百七十四条第七号に掲げる差益のうち国外にある営業所が受け入れた預金又は貯金に係るもの
 - ヘ 第一百七十四条第八号に掲げる差益に相当するもののうち国外にある営業

所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

十四 国外において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）に基づいて受ける利益の分配

十五 国内及び国外にわたって船舶又は航空機による運送の事業を行うことにより生ずる所得のうち国外において行う業務につき生ずべき所得として政令で定めるもの

十六 第六十二条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約（以下この号及び第七項から第九項までにおいて「租税条約」という。）の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（第八項及び第九項において「相手国等」という。）において租税を課することができることとされる所得のうち政令で定めるもの

十七 前各号に掲げるもののほかその源泉が国外にある所得として政令で定めるもの

- ⑤ 前項第二号から第十四号まで及び第十七号に掲げる所得には、同項第一号に掲げる所得に該当するものは、含まれないものとする。
- ⑥ 第四項第一号に規定する内部取引とは、居住者の国外事業所等と事業場等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。
- ⑦ 租税条約において国外源泉所得（第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下この項において同じ。）につき前三項の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける居住者については、これらの規定にかかわらず、国外源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。
- ⑧ 居住者の第四項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該居住者の国外事業所等が、同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約の相手国等に所在するときは、同号に規定する内部取引には、当該居住者の国外事業所等と事業場等との間の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の支払に相当する事実その他政令で定める事実は、含まれないものとする。
- ⑨ 居住者の国外事業所等が、租税条約（居住者の国外事業所等が事業場等のために棚卸資産を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合に、その棚卸資産

を購入する業務から生ずる所得が、その国外事業所等に帰せられるべき所得に含まれないとする定めのあるものに限る。)の相手国等に所在し、かつ、当該居住者の国外事業所等が事業場等のために棚卸資産を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合には、当該国外事業所等のその棚卸資産を購入する業務から生ずる第四項第一号に掲げる所得は、ないものとする。

第百四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、**同項**を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- ② 国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による納付に関する期限の延長（以下この項において「期限延長」という。）により、前項に規定する居住者が同項の規定により第一期又は第二期において納付すべき予定納税額の納期限がその年十二月三十一日後となる場合は、当該期限延長に係る予定納税額は、ないものとする。

第百五条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第百六条第一項中「六月十五日」の下に「（同日において当該居住者が第一期において納付すべき予定納税額の納期限が国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により延長され、又は延長される見込みである場合には、その年七月三十一日（同条の規定により当該納期限が延長された場合には、その延長された当該納期限）の一月前の日）」を加え、**同条第三項**中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

- ④ 前項に規定する税務署長は、第一項の居住者が第百四条第一項の規定により第一期において納付すべき予定納税額について同条第二項の規定の適用がある場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による通知を要しない。

第百七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、**同項**を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- ② 国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による納付に関する期限の延長（以下この項において「期限延長」という。）により、前項に規定する居住者が同項の規定により第二期において納付すべき予定納税額の納期限がその年十二月三十一日後となる場合は、当該期限延長に係る予定納税額は、ないものとする。

第百八条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第百九条第一項中「十月十五日」の下に「（同日において当該居住者が第二期において納付すべき予定納税額の納期限が国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により延長され、又は延長される見込みである場合には、その年十一月三十日（同条の規定により当該納期限が延長された場合には、その延長された当該納期限）の一月前の日）」を加え、**同条第三項**中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

- ④ 前項に規定する税務署長は、第一項の居住者が第七条第一項の規定により第二期において納付すべき予定納税額について同条第二項の規定の適用がある場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による通知を要しない。

第百二十一条第三項中「ものが」の下に「、その公的年金等の全部について第二百三条の二（公的年金等に係る源泉徴収義務）の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において」を加える〔平成 27・1・1。平成 27 年分以降の所得税について適用〕。

第百三十二条第二項ただし書中「五十万円以下で、かつ、」を「百万円以下で」に改め、「場合」の下に「又は当該期間が三月以下である場合」を加える〔平成 27・4・1。平成 27 年 4 月 1 日以後に申請される延納の許可について適用〕。

第百六十一条第一号を次のように改める〔平成 28・4・1〕。

- 一 非居住者が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該恒久的施設が当該非居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設において使用する資産、当該恒久的施設と当該非居住者の事業場等（当該非居住者の事業に係る事業場その他これに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該恒久的施設以外のものをいう。次項及び次条第二項において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得（当該恒久的施設の譲渡により生ずる所得を含む。）

第百六十一条第十二号を同条第十六号とし、**同条第五号から第十一号まで**を四号ずつ繰り下げ、**同条第四号**口中「が国内において」を「の恒久的施設を通じて」に、「帰せられるものその他の政令で定めるもの」を「係るもの」に改め、**同号**

を同条第八号とし、**同条第三号**を同条第七号とし、**同条第二号**を同条第六号とし、**同条第一号の三**を同条第五号とし、**同条第一号の二**中「国内において」を削り、「行う」を「恒久的施設を通じて行う」に改め、**同号**を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える〔平成 28・4・1〕。

二 国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得（第八号から第十六号までに該当するものを除く。）

三 国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

第百六十一条に次の一号及び二項を加える〔平成 28・4・1〕。

十七 前各号に掲げるもののほかその源泉が国内にある所得として政令で定めるもの

- ② 前項第一号に規定する内部取引とは、非居住者の恒久的施設と事業場等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があったとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。
- ③ 恒久的施設を有する非居住者が国内及び国外にわたって船舶又は航空機による運送の事業を行う場合には、当該事業から生ずる所得のうち国内において行う業務につき生ずべき所得として政令で定めるものをもって、第一項第一号に掲げる所得とする。

第百六十二条中「条約において」を「条約（以下この条において「租税条約」という。）において」に、「その条約」を「その租税条約」に、「同条第二号から第十二号まで」を「同条第一項第六号から第十六号まで」に改め、同条に次の一項を加える〔平成 28・4・1〕。

- ② 恒久的施設を有する非居住者の前条第一項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該非居住者の恒久的施設と事業場等との間の同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約の適用があるときには、同号に規定する内部取引には、当該非居住者の恒久的施設と事業場等との間の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の支払に相当する事実その他政令で定める事実は、含まれないものとする。

第百六十四条第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、**同項第一号及び第二号**を次のように改める〔平成 28・4・1。平成 29 年分以後の

所得税について適用〕。

- 一 恒久的施設を有する非居住者 次に掲げる国内源泉所得
 - イ 第六十一条第一項第一号及び第四号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得
 - ロ 第六十一条第一項第二号、第三号、第五号から第七号まで及び第十七号に掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）
- 二 恒久的施設を有しない非居住者 第六十一条第一項第二号、第三号、第五号から第七号まで及び第十七号に掲げる国内源泉所得

第六十四条第一項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める〔平成 28・4・1。平成 29 年分以後の所得税について適用〕。

- 一 恒久的施設を有する非居住者 第六十一条第一項第八号から第十六号までに掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）
- 二 恒久的施設を有しない非居住者 第六十一条第一項第八号から第十六号までに掲げる国内源泉所得

第六十五条中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に、「政令で定めるところにより」を「別段の定めがあるものを除き」に、「第七十三条」を「第四十四条の三（減額された外国所得税額の総収入金額不算入等）、第四十六条（所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入）、第七十三条」に改め、同条に次の二項を加える〔平成 28・4・1。平成 29 年分以後の所得税について適用〕。

② 前条第一項第一号に掲げる非居住者の同号イに掲げる国内源泉所得（以下この款において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る各種所得の金額につき前項の規定により前編第二章第二節第一款及び第二款（各種所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次に定めるところによる。

- 一 第三十七条第一項（必要経費）に規定する販売費、一般管理費その他同項に規定する所得を生ずべき業務について生じた費用（次号において「販売費等」という。）及び同条第二項に規定する山林の植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用（同号において「育成費等」という。）のうち、第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に係るものについては、債務の確定しないものを含むものとする。

- 二 販売費等及び育成費等並びに支出した金額(第三十四条第二項(一時所得)に規定する支出した金額をいう。以下この号において同じ。)には、非居住者の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に共通する販売費等及び育成費等並びに支出した金額のうち、当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるところにより配分した金額を含むものとする。
- ③ 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三編第二章第二節第一款中第百六十五条の次に次の五条を加える〔平成28・4・1。平成29年分以後の所得税について適用〕。

(減額された外国所得税額の総収入金額不算入等)

第百六十五条の二 非居住者が第百六十五条の六第一項から第三項まで(非居住者に係る外国税額の控除)の規定の適用を受けた年の翌年以後七年内の各年においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた同条第一項に規定する外国所得税の額が減額された場合には、その減額された金額のうちその減額されることとなつた日の属する年分における同項から同条第三項までの規定による控除の適用に係る部分に相当する金額として政令で定める金額は、その者の当該年分の恒久的施設帰属所得につき前条第一項の規定により準じて計算する不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。この場合において、その減額された金額から当該政令で定める金額を控除した金額は、その者の当該年分の同項の規定により準じて計算する雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

(恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入)

第百六十五条の三① 非居住者の各年の恒久的施設に係る純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額が、当該非居住者の純資産の額に相当する額のうち当該恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額に満たない場合には、当該非居住者のその年の恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)の額として政令で定める金額のうち、その満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該非居住者のその年分の恒久的施設帰属所得につき第百六十五条第一項(総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)の規定により準じて計算する不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額若しくは雑所得の金額又は一時所得の金額の計算上、必要経費又は支出した金額に算入しない。

② 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入)

第百六十五条の四 非居住者が第百六十五条の六第一項（非居住者に係る外国税額の控除）に規定する控除対象外国所得税の額につき同条又は第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する第百三十八条第一項（源泉徴収税額等の還付）の規定の適用を受ける場合には、当該控除対象外国所得税の額は、その者の恒久的施設帰属所得につき第百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により準じて計算する不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額若しくは雑所得の金額又は一時所得の金額の計算上、必要経費又は支出した金額に算入しない。

(配賦経費に関する書類の保存がない場合における配賦経費の必要経費不算入)

第百六十五条の五① 非居住者が第百六十五条第二項第二号（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定の適用を受ける場合において、同号に規定する政令で定めるところにより配分した金額（以下この条において「配賦経費」という。）につき、その配分に関する計算の基礎となる書類その他の財務省令で定める書類の保存がないときは、その書類の保存がなかつた配賦経費については、その非居住者の各年分の恒久的施設帰属所得につき第百六十五条第一項の規定により準じて計算する不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額若しくは雑所得の金額又は一時所得の金額の計算上、必要経費又は支出した金額に算入しない。

② 税務署長は、配賦経費の全部又は一部につき前項の書類の保存がない場合においても、その保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、その書類の保存がなかつた配賦経費につき同項の規定を適用しないことができる。

(非居住者に係る外国税額の控除)

第百六十五条の六① 恒久的施設を有する非居住者が各年において外国所得税（第九十五条第一項（外国税額控除）に規定する外国所得税をいう。以下この項及び第六項において同じ。）を納付することとなる場合には、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき第百六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）の規定に準じて計算したその年分の所得税の額のうち、その年において生じた国外所得金額（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額のうち国外源泉所得に係るものとして政令で定める金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国所得税の額（第百六十一条第一項第一号（国

内源泉所得)に掲げる国内源泉所得につき課される外国所得税の額に限るものとし、非居住者の通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国所得税の額その他政令で定める外国所得税の額を除く。以下この条において「控除対象外国所得税の額」という。)をその年分の所得税の額から控除する。

- ② 恒久的施設を有する非居住者が各年において納付することとなる控除対象外国所得税の額がその年の控除限度額と地方税控除限度額として政令で定める金額との合計額を超える場合において、その年の前年以前三年内の各年(次項において「前三年以内の各年」という。)の控除限度額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額(以下この項において「繰越控除限度額」という。)があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額をその年分の所得税の額から控除する。
- ③ 恒久的施設を有する非居住者が各年において納付することとなる控除対象外国所得税の額がその年の控除限度額に満たない場合において、その前三年以内の各年において納付することとなつた控除対象外国所得税の額のうちその年に繰り越される部分として政令で定める金額(以下この項において「繰越控除対象外国所得税額」という。)があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額からその年において納付することとなる控除対象外国所得税の額を控除した残額を限度として、その繰越控除対象外国所得税額をその年分の所得税の額から控除する。
- ④ 第一項に規定する国外源泉所得とは、第百六十一条第一項第一号に掲げる所得のうち次のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得
 - 二 国外にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの
 - 三 国外において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行う者が受ける当該人的役務の提供に係る対価
 - 四 国外にある不動産、国外にある不動産の上に存する権利若しくは国外における採石権の貸付け(地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。)、国外における租鉱権の設定又は非居住者若しくは外国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価
 - 五 第二十三条第一項(利子所得)に規定する利子等及びこれに相当するものうち次に掲げるもの
 - イ 外国の国債若しくは地方債又は外国法人の発行する債券の利子
 - ロ 国外にある営業所に預け入れられた預金又は貯金(第二条第一項第十号

- (定義)に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。)の利子
- ハ 国外にある営業所に信託された合同運用信託若しくはこれに相当する信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託若しくはこれに相当する信託の収益の分配
- 六 第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等及びこれに相当するものうち次に掲げるもの
- イ 外国法人から受ける第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息
 - ロ 国外にある営業所に信託された投資信託(公社債投資信託並びに公募公社債等運用投資信託及びこれに相当する信託を除く。)又は特定受益証券発行信託に相当する信託の収益の分配
- 七 国外において業務を行う者に対する貸付金(これに準ずるものを含む。)で当該業務に係るものの利子(政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。)
- 八 国外において業務を行う者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの
- イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又はその譲渡による対価
 - ロ 著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)の使用料又はその譲渡による対価
 - ハ 機械、装置その他政令で定める用具の使用料
- 九 国外において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの
- 十 国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第六項(定義)に規定する外国保険業者の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金(年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。)
- 十一 次に掲げる給付補填金、利息、利益又は差益
- イ 第七百七十四条第三号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる給付補填金のうち国外にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの
 - ロ 第七百七十四条第四号に掲げる給付補填金に相当するもののうち国外にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に相当するものに係るもの
 - ハ 第七百七十四条第五号に掲げる利息に相当するもののうち国外にある営業

- 所を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの
- ニ 第七十四号第六号に掲げる利益のうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの
- ホ 第七十四号第七号に掲げる差益のうち国外にある営業所が受け入れた預金又は貯金に係るもの
- ヘ 第七十四号第八号に掲げる差益に相当するもののうち国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの
- 十二 国外において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）に基づいて受ける利益の分配
- 十三 前各号に掲げるもののほかその源泉が国外にある所得として政令で定めるもの
- ⑤ 租税条約（第六十二条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）において国外源泉所得（第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下この項において同じ。）につき前項の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける非居住者については、同項の規定にかかわらず、国外源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。
- ⑥ 非居住者が納付することとなつた外国所得税の額につき第一項から第三項までの規定の適用を受けた年の翌年以後七年内の各年において当該外国所得税の額が減額された場合におけるその減額されることとなつた日の属する年のこれらの規定の適用については、政令で定めるところによる。
- ⑦ 第九十五条第十一項及び第十二項の規定は、非居住者が納付することとなる控除対象外国所得税の額につき、第一項から第三項までの規定による控除をする場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項の規定は」とあるのは「第六十五条の六第一項（非居住者に係る外国税額の控除）の規定は」と、「に第一項」とあるのは「に同条第一項」と、「控除対象外国所得税の額」とあるのは「同項に規定する控除対象外国所得税の額（次項において「控除対象外国所得税の額」という。）」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、同条第十二項中「第二項及び第三項」とあるのは「第六十五条の六第二項及び第三項」と、「、繰越控除限度額又は繰越控除対象外国所得税額」とあるのは「、同条第二項に規定する繰越控除限度額（以下この項において「繰越控除限度額」という。）又は同条第三項に規定する繰越控除対象外国所得税額（以下この項において「繰越控除対象外国所得税額」という。）」と、「申告書等に当該各年の控除限度額」とあるのは「申告書等に当該各年の控除

限度額(同条第一項に規定する控除限度額をいう。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

- ⑧ 第一項から第三項までの規定による控除をすべき金額は、第百六十五条第一項の規定により準じて計算する課税総所得金額に係る所得税の額、課税山林所得金額に係る所得税の額又は課税退職所得金額に係る所得税の額から順次控除する。
- ⑨ 前三項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百六十六条中「第百二十条第三項第三号(確定所得申告)」を「第百十二条第二項(予定納税額の減額の承認の申請手続)中「取引」とあるのは「取引(恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号(国内源泉所得)に規定する内部取引に該当するものを含む。)」と、「同項」とあるのは「前項」と、第百二十条第一項第三号(確定所得申告)中「第三章(税額の計算)」とあるのは「第三章(第九十五条(外国税額控除)を除く。)(税額の計算)及び第百六十五条の六(非居住者に係る外国税額の控除)」と、同項第四号中「外国税額控除」とあるのは「第百六十五条の六第一項から第三項まで(非居住者に係る外国税額の控除)の規定による控除」と、同条第三項第三号」に、「第百四十三条」を「第百二十二条第二項(還付等を受けるための申告)中「第九十五条第二項又は第三項」とあるのは「第百六十五条の六第二項又は第三項」と、第百二十三条第二項第六号(確定損失申告)中「第九十五条(外国税額控除)」とあるのは「第百六十五条の六(非居住者に係る外国税額の控除)」と、第百四十三条」に、「)及び」を「)中「業務を開始した」とあるのは「業務を国内において開始した」と、第百四十五条第二号(青色申告の承認申請の却下)中「取引」とあるのは「取引(恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号(国内源泉所得)に規定する内部取引に該当するものを含む。第百四十八条第一項及び第百五十条第一項第三号(青色申告の承認の取消し)において同じ。)」と、「」に改め〔平成29・1・1〕、**第三編第二章第二節第二款**中同条の次に次の一条を加える〔平成28・4・1〕。

(恒久的施設に係る取引に係る文書化)

第百六十六条の二① 恒久的施設を有する非居住者は、第百六十一条第一項第一号(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得(以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。)を有する場合において、当該非居住者が他の者との間で行つた取引のうち、当該非居住者のその年の恒久的施設帰属所得につき第百六十五条第一項(総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)の規定によ

り準じて計算する各種所得の金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該非居住者の恒久的施設に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該恒久的施設に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

- ② 恒久的施設を有する非居住者は、恒久的施設帰属所得を有する場合において、当該非居住者の第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等と恒久的施設との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が同号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第三編第二章第二節第四款中第百六十八条の次に次の一条を加える〔平成 28・4・1。非居住者が平成 29 年 1 月 1 日以後に行う行為又は計算について適用〕。

(非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認)

第百六十八条の二 税務署長は、第百六十四条第一項第一号イ（非居住者に対する課税の方法）に掲げる国内源泉所得を有する非居住者の行為又は計算で、これを容認した場合には、当該国内源泉所得に係る各種所得の金額の計算上控除する金額の増加、当該国内源泉所得に係る所得に対する所得税の額から控除する金額の増加、第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に係る利益の額の減少又は損失の額の増加その他の事由によりその非居住者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その非居住者の所得税に関する更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その非居住者の各年分の第百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する第百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで（確定所得申告）又は第百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号（確定損失申告）に掲げる金額を計算することができる。

第百六十九条第一号中「第百六十一条第四号」を「第百六十一条第一項第八号」に改め、**同条第二号**中「第百六十一条第五号」を「第百六十一条第一項第九号」に改め、**同条第三号**中「第百六十一条第八号ロ」を「第百六十一条第一項第十二号ロ」に改め、**同条第四号**中「第百六十一条第九号」を「第百六十一条第一項第十三号」に改め、**同条第五号**中「第百六十一条第十号」を「第百六十一条第一項第十四号」に改める〔平成 28・4・1。平成 29 年分以後の所得税について適用〕。

第百七十条中「第百六十一条第四号及び第十一号」を「第百六十一条第一項第八号及び第十五号」に改める〔平成 28・4・1。平成 29 年分以後の所得税につい

て適用〕。

第百七十一条中「第百六十一条第八号ハ（居住者として行った勤務に基因する退職手当等）」を「第百六十一条第一項第十二号ハ（国内源泉所得）」に改める〔平成 28・4・1〕。

第百七十二条第一項中「第百六十一条第八号イ又はハ（国内において行う勤務に基因する給与等）」を「第百六十一条第一項第十二号イ又はハ（国内源泉所得）」に改め、同項第一号中「第百六十一条第八号イ」を「第百六十一条第一項第十二号イ」に改める〔平成 28・4・1〕。

第百七十八条中「第百六十一条第一号の二から第七号まで及び第九号から第十二号まで」を「第百六十一条第一項第四号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで」に改め、「その外国法人が法人税法第百四十一条第四号（国内に恒久的施設を有しない外国法人）に掲げる者である場合には第百六十一条第一号の三から第七号まで及び第九号から第十二号までに掲げるものに限るものとし、」を削る〔平成 28・4・1〕。

第百七十九条第二号中「第百六十一条第一号の三」を「第百六十一条第一項第五号」に改め、同条第三号中「第百六十一条第四号及び第十一号」を「第百六十一条第一項第八号及び第十五号」に改める〔平成 28・4・1〕。

第百八十条の見出し中「国内に」を削り、同条第一項中「次の各号に掲げる法人」を「恒久的施設を有する外国法人」に、「当該各号に定める国内源泉所得の」を「第百六十一条第一項第四号から第七号まで、第十号、第十一号、第十三号又は第十四号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（同項第五号に規定する対価にあつては、第十三条第一項ただし書（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに係るものに限る。）でその外国法人の恒久的施設に帰せられるもの（第百六十一条第一項第四号に掲げる国内源泉所得にあつては、同号に規定する事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限る。以下この項において「対象国内源泉所得」という。）の」に、「当該各号に定める国内源泉所得に」を「対象国内源泉所得に」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる法人」を「前項に規定する外国法人」に、「当該各号に規定する外国法人に該当しない」を「恒久的施設を有しない」

に改め、「なつた日」の下に「又は有しないこととなつた日」を加え、**同条第三項**中「第一項各号に掲げる法人」を「第一項に規定する外国法人」に、「当該各号に規定する外国法人に該当しない」を「恒久的施設を有しない」に改める〔平成 28・4・1〕。

第一百八十条の二第一項中「第六十一条第四号」を「第六十一条第一項第八号」に、「又は第五号」を「又は第九号」に改め、**同条第二項**中「第六十一条第四号」を「第六十一条第一項第八号」に、「第五号又は第十二号」を「第九号又は第十六号」に改める〔平成 28・4・1〕。

第二百三条の三中「にあつては」を「の当該残額が十六万二千五百円に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を超える場合におけるその超える部分の金額及び第四号に掲げる公的年金等の当該残額については」に改め、**同条第一号**中「次号」の下に「及び第三号」を加え、**同条第二号**中「国家公務員共済組合法第七十二条第一項第一号（長期給付の種類等）に掲げる退職共済年金」を「独立行政法人農業者年金基金法第十八条第一号（給付の種類）に掲げる農業者老齢年金」に改め、**同条第三号**中「前二号」を「前三号」に改め、**同号**を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える〔平成 27・10・1。平成 27 年 10 月 1 日以後に支払うべき公的年金等について適用〕。

三 国家公務員共済組合法第七十四条第一号（退職等年金給付の種類）に掲げる退職年金その他の政令で定める公的年金等の支払を受ける居住者で当該公的年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出したものに對し、その提出の際に經由した公的年金等の支払者が支払う当該公的年金等第一号に掲げる金額から政令で定める金額を控除した金額

第二百三条の六中「当該公的年金等の区分に応じ」を削り、「前条第一項の」を「同項の」に改める。

第二百十二条第一項中「第六十一条第一号の二から第十二号まで」を「第六十一条第一項第四号から第十六号まで」に改め、「その非居住者が第六十四条第一項第四号（国内に恒久的施設を有しない非居住者）に掲げる者である場合には第六十一条第一号の三から第十二号までに掲げるものに限るものとし、」を削り、「同条第一号の二から第七号まで若しくは第九号から第十二号まで」を「同項第四号から第十一号まで若しくは第十三号から第十六号まで」に、「その外国法人が法人税法第四百四十一条第四号（国内に恒久的施設を有しない外国法人）に掲げ

る者である場合には第百六十一条第一号の三から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げるものに限るものとし、第百八十条第一項（国内に」を「第百八十条第一項（」に改め、同条第二項中「行なわれる」を「行われる」に改め、**同条第三項**中「給付補てん金」を「給付補填金」に改め、**同条第五項**中「第百六十一条第一号の二」を「第百六十一条第一項第四号」に改める〔平成 28・4・1〕。

第二百十三条第一項第一号イ中「第百六十一条第八号ロ」を「第百六十一条第一項第十二号ロ」に改め、**同号ロ**中「第百六十一条第九号」を「第百六十一条第一項第十三号」に改め、**同号ハ**中「第百六十一条第十号」を「第百六十一条第一項第十四号」に改め、**同項第二号**中「第百六十一条第一号の三」を「第百六十一条第一項第五号」に改め、**同項第三号**中「第百六十一条第四号及び第十一号」を「第百六十一条第一項第八号及び第十五号」に改め、**同条第二項第一号**中「給付補てん金」を「給付補填金」に改める〔平成 28・4・1〕。

第二百十四条第一項中「次の各号に掲げる者」を「恒久的施設を有する非居住者」に、「当該各号に定める国内源泉所得の」を「第百六十一条第一項第四号、第六号、第七号、第十号、第十一号、第十二号イ（給与に係る部分を除く。）又は第十四号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（政令で定めるものを除く。）でその非居住者の恒久的施設に帰せられるもの（同項第四号に掲げる国内源泉所得にあつては、同号に規定する事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限る。以下この項において「対象国内源泉所得」という。）の」に、「当該各号に定める国内源泉所得に」を「対象国内源泉所得に」に改め、**同項各号**を削り、**同条第二項**中「前項各号に掲げる者」を「前項に規定する非居住者」に、「当該各号に規定する非居住者に該当しない」を「恒久的施設を有しない」に改め、「なつた日」の下に「又は有しないこととなつた日」を加え、**同条第三項**中「第一項各号に掲げる者」を「第一項に規定する非居住者」に、「当該各号に規定する非居住者に該当しない」を「恒久的施設を有しない」に改める〔平成 28・4・1〕。

第二百十五条中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に、「第百六十一条第八号イ」を「第百六十一条第一項第十二号イ」に、「同項」を「第二百十二条第一項」に改める〔平成 28・4・1〕。

第二百二十四条に次の一項を加える〔平成 26 年 4 月 1 日以後に支払を受ける
利子、配当若しくは収益の分配又は償還金について適用〕。

⑥ 第二項又は第四項の支払を受ける者は、これらの規定に規定する告知書の提

出に代えて、当該告知書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供することができる。この場合において、当該支払を受ける者は、当該告知書を提出したものとみなす。

第二百二十四条の三第一項中「対価」の下に「(その額の全部又は一部が第四十一条の二(発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額)の規定により同条に規定する給与等の収入金額又は退職手当等の収入金額とみなされるものを除く。第二百五条第一項第十号(支払調書)及び第二百二十八条第二項(名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書)において同じ。)」を加え、**同条第二項第一号***中「、新株予約権」の下に「(同条第十七項に規定する新投資口予約権を含む。以下この号において同じ。)」を加え、**同条第三項**及び**第四項**中「対価」の下に「(その額の全部又は一部が第四十一条の二(発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額)の規定により同条に規定する給与等の収入金額又は退職手当等の収入金額とみなされるものを除く。第二百五条第一項第十号(支払調書)及び第二百二十八条第二項(名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書)において同じ。)」を加える〔平成26年4月1日以後に行う当該権利の譲渡について適用〕〔*は金商等一部改正法(平成25法45)附則1条3号施行日〕。

第二百五条第一項中「及び第六十一条第一号の二」を「及び第六十一条第一項第四号」に改め、**同項第八号**中「第六十一条第一号の二若しくは第二号から第十二号まで」を「第六十一条第一項第四号若しくは第六号から第十六号まで」に改め、**同項第十号**中「又は国内に」を「又は」に改め、「(第六十四条第一項第一号から第三号まで(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ。)」を削り、**同項第十一号**中「第六十四条第一項第四号に掲げる」を「恒久的施設を有しない」に改め、**同項第十二号から第十四号**までの規定中「又は国内に」を「又は」に改める〔平成28・4・1〕。

第二百二十八条の四第二項中「税務署長」の下に「(次項において「所轄の税務署長」という。)」を加え、**同条第三項**中「第一項の」を「第一項又は前項の」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える〔平成26年4月1日以後に提供する調書等に記載すべき事項について適用〕。

③ 調書等を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄の税務署長の承認

を受けた場合には、その者は、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までの規定及び第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書等の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

第二百三十一条の二第一項中「取引」の下に「(恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一条第一項第一号(国内源泉所得)に規定する内部取引に該当するものを含む。)」を加える〔平成 29・1・1〕。

第二百三十一条の三中「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に改める〔平成 28・4・1〕。

第二百三十八条第一項中「)の規定により」を「)又は第百六十五条の六(非居住者に係る外国税額の控除)の規定により」に、「同条」を「これら」に改め、**同条第三項**中「第九十五条」を「第九十五条又は第百六十五条の六」に、「同条」を「これら」に改める〔平成 28・4・1〕。

第二百四十二条第二号中「国内に」を削る〔平成 28・4・1〕。

(別表の改正略)

◎ 所得税法の一部改正

所得税法等の一部を改正する法律(平成26・3・31法10)第2条による改正

施行 平成 29・1・1

第二十八条第三項第五号を削り、**同項第六号**中「千二百万円」を「千万円」に、「二百三十万円」を「二百二十万円」に改め、**同号**を同項第五号とする〔平成 29年分以後の所得税について適用〕。

(別表の改正略)

○所得税法等の一部を改正する法律（平成25法5）の一部改正（抜粋）

所得税法等の一部を改正する法律（平成26・3・31法10）第17条による改正

施行 平成26・4・1

第一条中所得税法第二百二十四条の改正規定を次のように改める。

第二百二十四条の見出しを「(利子、配当の受領者の告知)」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「又は第四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第四項とする。

○所得税法施行令の一部改正（抜粋）

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26・3・24政73）第一五条による改正

施行 平成26・4・1

第五十二条第五項中「法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約」を「次に掲げる契約」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約
- 二 法人税法施行令第百五十六条の二第十号（用語の意義）に規定する厚生年金基金契約

第二百八十五条第二項中「第七十二条第二項第七号（外国の法令等に基づく一時金）」を「第七十二条第三項第八号（退職手当等とみなす一時金）」に改める。

○所得税法施行令の一部改正

所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成26・3・31政137）第1条による改正

施行 平成26・4・1

第百七十八条第一項第二号中「不動産」を「資産（前号又は次号に掲げる動産を除く。）」に改める。

第二百六条第三項中「価額」の下に「（その資産が法第三十八条第二項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）に規定する資産である場合には、当該価額又は当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定（その資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、法第六十一条第三項（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費等）の規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額）」を加える。

◎法人税法の一部改正

所得税法等の一部を改正する法律（平成26・3・31法10）第3条による改正

施行 平成28・4・1

第二条第十二号の十七の次に次の一号を加える。

十二の十八 恒久的施設 次に掲げるものをいう。

イ 外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるもの

ロ 外国法人の国内にある建設作業場（外国法人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。）を行う場所をいい、当該外国法人の国内における当該建設作業等を含む。）

ハ 外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの

第二条第二十六号*中「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に改め、**同条第三十号**中「(第百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を「又は第百四十四条の三第一項若しくは第二項(中間申告)」に改め、**同条第三十一号**中「(第百四十五条第一項において準用する場合を含む。)」を「又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項(確定申告)」に改め、**同条第三十八号**中「納付)(第百四十五条第一項において準用する場合を含む。)又は」を「納付)、」に、「)の規定」を「)又は第百四十四条の九(中間申告による納付)の規定」に改め、**同条第四十号**中「並びに第百三十五条第三項第三号」を「、第百三十五条第三項第三号」に改め、「特例)」の下に「、第百四十七条の三(確定申告に係る更正等による所得税額等の還付)並びに第百四十七条の四(確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付)」を加える〔*は金商等一部改正法(平成25法45)附則1条3号施行日〕。

第四条第三項中「第百三十八条」を「第百三十八条第一項」に改める。

第九条第一項中「各事業年度の所得のうち」を削り、「(外国法人に係る法人税の課税標準)」を「(課税標準)」に、「各号に掲げる」を「各号に定める」に改める。

第十条の三第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える〔恒久的施設を有しない外国法人が平成28年4月1日以後に恒久的施設を有することとなる場合について適用〕。

- ③ 恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなる場合(当該外国法人を被合併法人とする適格合併その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く。)には、その有しないこととなる日に当該外国法人が解散したものとみなして、第百四十四条の十三第九項(欠損金の繰戻しによる還付)の規定その他政令で定める規定を適用する。
- ④ 恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合(その有することとなつた日の属する事業年度前のいずれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限る。)には、その有することとなつた日に当該外国法人が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

- 一 第四百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により第五十七条の規定に準じて計算する場合における同条第一項の規定
- 二 第四百四十二条第二項の規定により第五十八条の規定に準じて計算する場合における同条第一項の規定
- 三 第四百四十二条第二項の規定により第五十九条の規定に準じて計算する場合における同条の規定
- 四 第四百四十二条の二第二項（還付金等の益金不算入）の規定
- 五 第四百四十四条の二第二項、第三項及び第八項（外国法人に係る外国税額の控除）の規定
- 六 第四百四十四条の十三第一項（第一号に係る部分に限り、同条第九項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十一項の規定

第十三条第二項第二号中「第四百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人のいずれかに該当することと」を「恒久的施設を有する外国法人に」に、「当該外国法人に該当しないで第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「恒久的施設を有しないで第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）」に、「第四百四十一条第四号に掲げる」を「第四百四十一条第二号（課税標準）に定める」に、「第百三十八条第二号に」を「同項第四号に」に、「第四百四十一条各号」を「同条各号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める。

第十四条第一項第二十三号及び第二十四号を次のように改める〔平成 28 年 4 月 1 日以後にこれらの事実が生ずる場合について適用〕。

二十三 恒久的施設を有しない外国法人が事業年度のうちにおいて恒久的施設を有することとなった場合 その事業年度開始の日からその有することとなった日の前日までの期間及びその有することとなった日からその事業年度終了の日までの期間

二十四 恒久的施設を有する外国法人が事業年度のうちにおいて恒久的施設を有しないこととなった場合 その事業年度開始の日からその有しないこととなった日までの期間及びその有しないこととなった日の翌日からその事業年度終了の日までの期間

第十四条第一項第二十五号中「第四百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人」を「恒久的施設を有しない外国法人」に、「第百三十八条第二号（人的役

務の提供事業に係る対価)」を「第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）」に改める。

第十七条中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、**同条第一号**中「第百四十一条第一号から第三号まで（国内に恒久的施設を有する外国法人）に掲げる」を「恒久的施設を有する」に、「行なう」を「行う」に改め、**同条第二号**中「前号に該当しない」を「恒久的施設を有しない」に、「第百三十八条第三号（不動産の貸付け等の対価）」を「第百三十八条第一項第五号（国内源泉所得）」に改める。

第二十六条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「又は地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第二十三条（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）の規定」に改め、**同条第三項***中「第六十九条第五項」を「第六十九条第十一項」に、「被合併法人等から」を「被合併法人等である他の内国法人から」に改め、**同条第四項**中「又は」を「若しくは地方法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は」に改め、**同条第五項**中「又は」を「若しくは地方法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項の規定により計算される金額又は」に改める〔**地方法人税法施行日**。*****は平成 28・4・1〕。

第三十四条第一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ(2)*****中「(委員会)」を「(指名委員会等)」に改め、**同条第三項**中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改める〔平成 26・4・1。*****は会社法一改法施行日〕。

第三十八条第一項中「）の額」の下に「及び地方法人税（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を除く。以下この項において同じ。）の額」を加え、「次に」を「第一号から第三号までに」に改め、「法人税の額」の下に「及び第四号から第六号までに掲げる地方法人税の額」を加え、**同項**に次の三号を加える〔**地方法人税法施行日**〕。

四 第一号に掲げる法人税に係る地方法人税

五 国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき金額のうち同法第十九条第四項第三号ハ又は第二十八条第二項第三号ハに掲げる金額に相当する地方法人税

六 地方法人税法第十九条第五項（確定申告）において準用する第七十五条第七項（第七十五条の二第六項若しくは第八項、第八十一条の二十三第二項又

は第八十一条の二十四第三項若しくは第六項において準用する場合を含む。)の規定による利子税

第三十八条第三項中「又は」を「若しくは地方法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は」に改め、**同条第四項**中「又は」を「若しくは地方法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項の規定により計算される金額又は」に改める〔**地方法人税法施行日**〕。

第六十二条の七第七項中「第二項第一号」を「第一項の支配関係法人が特定適格組織再編成等前に同項の内国法人との間に支配関係がある他の法人から移転を受けた資産について政令で定めるところにより第二項第一号の特定引継資産とみなすほか、同号」に改める。

第六十七条第三項中「金額）並びに」を「金額）及び当該事業年度の地方法人税法第九条第二項（課税標準）に規定する課税標準法人税額（同法第六条第一号（基準法人税額）に定める基準法人税額に係るものに限る。）につき同法第三章（税額の計算）（第十一条（特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額）を除く。）の規定により計算した地方法人税の額並びに」に改め、**同項第五号**中「法人税の額並びに」を「法人税の額及び地方法人税の額並びに」に改める〔**地方法人税法施行日**〕。

第六十九条第一項中「第八項」を「第十四項」に、「所得でその源泉が国外にあるもの」を「国外所得金額（国外源泉所得に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額に相当するものとして政令で定める金額をいう。）」に改め、**同条第二項**中「の控除限度額と」を「の控除限度額、地方法人税控除限度額として政令で定める金額及び」に*、「との合計額」を「の合計額」に*、「第十一項」を「第十七項」に改め、**同条第三項**中「第十一項」を「第十七項」に改め、**同条第十三項**中「第六項及び第八項」を「第十四項」に、「第五項まで及び第七項」を「第十三項まで」に改め、同項を同条第二十一項とし、**同条第十二項**を同条第十八項とし、同項の次に次の二項を加える〔*は**地方法人税法施行日**〕。

⑱ 第一項から第三項までの規定の適用を受ける内国法人は、当該内国法人が他の者との間で行った取引のうち、当該内国法人の各事業年度の第一項に規定す

る国外所得金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該内国法人の国外事業所等に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該国外事業所等に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

- ⑳ 第一項から第三項までの規定の適用を受ける内国法人は、当該内国法人の本店等と国外事業所等との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が第四項第一号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第六十九条第十一項を同条第十七項とし、**同条第十項**を同条第十六項とし、**同条第九項**を同条第十五項とし、**同条第八項**中「被合併法人等から」を「被合併法人等である他の内国法人から」に改め、**同項**を同条第十四項とし、**同条第七項**中「が第五項」を「が第十一項」に、「、第五項」を「、第十一項」に、「並びに第五項」を「並びに第十一項」に改め、**同項**を同条第十三項とし、**同条第六項**中「分割法人等」の下に「である他の内国法人」を加え、**同項**を同条第十二項とし、**同条第五項**中「第八項」を「第十四項」に、「) から」を「) である他の内国法人から」に改め、**同項第二号**中「第七項」を「第十三項」に改め、**同項**を同条第十一項とし、**同条第四項**中「前項」を「第三項」に改め、**同項**を同条第十項とし、同条第三項の次に次の六項を加える。

- ④ 第一項に規定する国外源泉所得とは、次に掲げるものをいう。

- 一 内国法人が国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するものその他の政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を通じて事業を行う場合において、当該国外事業所等が当該内国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該国外事業所等が果たす機能、当該国外事業所等において使用する資産、当該国外事業所等と当該内国法人の本店等（当該内国法人の本店、支店、工場その他これらに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該国外事業所等以外のものをいう。以下この条において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該国外事業所等に帰せられるべき所得（当該国外事業所等の譲渡により生ずる所得を含み、第十四号に該当するものを除く。）
- 二 国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得
- 三 国外にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの
- 四 国外において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行う法人が受ける当該人的役務の提供に係る対価

- 五 国外にある不動産、国外にある不動産の上に存する権利若しくは国外における採石権の貸付け（地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。）、国外における租鉱権の設定又は所得税法第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者若しくは外国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価
- 六 所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの
- イ 外国の国債若しくは地方債又は外国法人の発行する債券の利子
 - ロ 国外にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所」という。）に預け入れられた預貯金（所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。）の利子
 - ハ 国外にある営業所に信託された合同運用信託若しくはこれに相当する信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託（所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託をいう。次号ロにおいて同じ。）若しくはこれに相当する信託の収益の分配
- 七 所得税法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの
- イ 外国法人から受ける所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息
 - ロ 国外にある営業所に信託された所得税法第二条第一項第十二号の二に規定する投資信託（公社債投資信託並びに公募公社債等運用投資信託及びこれに相当する信託を除く。）又は第二条第二十九号ハ（定義）に規定する特定受益証券発行信託に相当する信託の収益の分配
- 八 国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）で当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）
- 九 国外において業務を行う者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの
- イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又はその譲渡による対価
 - ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の使用料又はその譲渡による対価
 - ハ 機械、装置その他政令で定める用具の使用料
- 十 国外において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの

- 十一 国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第六項（定義）に規定する外国保険業者の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）
- 十二 次に掲げる給付補填金、利息、利益又は差益
- イ 所得税法第一百七十四条第三号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる給付補填金のうち国外にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの
 - ロ 所得税法第一百七十四条第四号に掲げる給付補填金に相当するもののうち国外にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に相当するものに係るもの
 - ハ 所得税法第一百七十四条第五号に掲げる利息に相当するもののうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの
 - ニ 所得税法第一百七十四条第六号に掲げる利益のうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの
 - ホ 所得税法第一百七十四条第七号に掲げる差益のうち国外にある営業所が受け入れた預貯金に係るもの
 - ヘ 所得税法第一百七十四条第八号に掲げる差益に相当するもののうち国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの
- 十三 国外において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）に基づいて受ける利益の分配
- 十四 国内及び国外にわたって船舶又は航空機による運送の事業を行うことにより生ずる所得のうち国外において行う業務につき生ずべき所得として政令で定めるもの
- 十五 第一百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約（以下この号及び第七項から第九項までにおいて「租税条約」という。）の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（第八項及び第九項において「相手国等」という。）において租税を課することができることとされる所得のうち政令で定めるもの
- 十六 前各号に掲げるもののほかその源泉が国外にある所得として政令で定めるもの

- ⑤ 前項第二号から第十三号まで及び第十六号に掲げる所得には、同項第一号に掲げる所得に該当するものは、含まれないものとする。
- ⑥ 第四項第一号に規定する内部取引とは、内国法人の国外事業所等と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入に係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。
- ⑦ 租税条約において国外源泉所得（第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下この項において同じ。）につき前三項の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける内国法人については、これらの規定にかかわらず、国外源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。
- ⑧ 内国法人の第四項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該内国法人の国外事業所等が、同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約の相手国等に所在するときは、同号に規定する内部取引には、当該内国法人の国外事業所等と本店等との間の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の支払に相当する事実（政令で定める金融機関に該当する内国法人の国外事業所等と本店等との間の利子の支払に相当する事実を除く。）その他政令で定める事実は、含まれないものとする。
- ⑨ 内国法人の国外事業所等が、租税条約（内国法人の国外事業所等が本店等のために棚卸資産を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合に、その棚卸資産を購入する業務から生ずる所得が、その国外事業所等に帰せられるべき所得に含まれないとする定めのあるものに限る。）の相手国等に所在し、かつ、当該内国法人の国外事業所等が本店等のために棚卸資産を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合には、当該国外事業所等のその棚卸資産を購入する業務から生ずる第四項第一号に掲げる所得は、ないものとする。

第七十二条第三項中「第六十九条第十項」を「第六十九条第十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十七項」に改める。

第八十条の二中「掲げる金額又は」を「掲げる金額若しくは」に、「掲げる金額につき」を「掲げる金額又は地方法人税法第二条第十六号（定義）に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第四号まで

(確定申告)に掲げる金額につき」に改める〔**地方法人税法施行日**〕。

第八十一条の五中「被合併法人等から」を「被合併法人等である内国法人から」に改める。

第八十一条の十三第二項中「金額)並びに」を「金額)及び当該連結事業年度の地方法人税法第九条第二項(課税標準)に規定する課税標準法人税額(同法第六条第三号(基準法人税額)に定める基準法人税額に係るものに限る。)につき同法第三章(税額の計算)(第十一条(特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額)及び第十五条(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)を除く。)の規定により計算した地方法人税の額並びに」に改め、**同項第四号**中「法人税の額並びに」を「法人税の額及び地方法人税の額並びに」に改める〔**地方法人税法施行日**〕。

第八十一条の十五第一項中「連結所得でその源泉が国外にあるもの」を「連結国外所得金額(国外源泉所得(第六十九条第一項に規定する国外源泉所得をいう。)に係る所得のみについて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該連結事業年度の連結所得の金額に相当するものとして政令で定める金額をいう。)」に改め、**同条第二項***中「の連結控除限度個別帰属額と」を「の連結控除限度個別帰属額、地方法人税控除限度個別帰属額として政令で定める金額及び」に、「との合計額」を「の合計額」に改め、**同条第五項**中「)から」を「)である内国法人から」に改め、**同条第六項**中「分割法人等」の下に「である内国法人」を加え、**同条第七項**中「第六十九条第五項」を「第六十九条第十一項」に、「同条第五項」を「同条第十一項」に改め、**同条第八項**中「被合併法人等から」を「被合併法人等である内国法人から」に改め、**同条第十二項**中「第六項及び」を削り、「第五項まで及び第七項」を「第七項まで」に改め、**同項**を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える〔***は地方法人税法施行日**〕。

⑫ 第一項から第三項までの規定の適用を受ける連結法人は、当該連結法人が他の者との間で行った取引のうち、当該連結法人の各連結事業年度の第一項に規定する連結国外所得金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該連結法人の国外事業所等(第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等をいう。以下この項及び次項において同じ。)に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該国外事業所等に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

- ⑬ 第一項から第三項までの規定の適用を受ける連結法人は、当該連結法人の第六十九条第四項第一号に規定する本店等と国外事業所等との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が同号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第八十一条の二十五第一項中「金額、その」を「金額、地方法人税法第十五条第一項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の」に改める〔**地方法人税法施行日**〕。

第八十二条中「掲げる金額又は」を「掲げる金額若しくは」に、「掲げる金額につき」を「掲げる金額又は地方法人税法第二条第十六号（定義）に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第四号まで（確定申告）に掲げる金額につき」に改める〔**地方法人税法施行日**〕。

第三百三十八条第一号を次のように改める。

- 一 外国法人が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該恒久的施設が当該外国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設において使用する資産、当該恒久的施設と当該外国法人の本店等（当該外国法人の本店、支店、工場その他これらに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該恒久的施設以外のものをいう。次項及び次条第二項において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得（当該恒久的施設の譲渡により生ずる所得を含む。）

第三百三十八条第四号及び**第五号**を削り、**同条第三号**を同条第五号とし、**同条第二号**を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

- 二 国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得（所得税法第百六十一条第一項第八号から第十一号まで及び第十三号から第十六号まで（国内源泉所得）に該当するものを除く。）
- 三 国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

第三百三十八条第六号を次のように改める。

- 六 前各号に掲げるもののほかその源泉が国内にある所得として政令で定める

もの

第百三十八条第七号から第十一号までを削り、同条に次の二項を加える。

- ② 前項第一号に規定する内部取引とは、外国法人の恒久的施設と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。
- ③ 恒久的施設を有する外国法人が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う場合には、当該事業から生ずる所得のうち国内において行う業務につき生ずべき所得として政令で定めるものをもって、第一項第一号に掲げる所得とする。

第百三十九条中「条約において」を「条約（以下この条において「租税条約」という。）において」に、「その条約」を「その租税条約」に、「法人」を「外国法人」に、「同条第二号から第十一号まで」を「同条第一項第四号又は第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

- ② 恒久的施設を有する外国法人の前条第一項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該外国法人の恒久的施設と本店等との間の同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約の適用があるときには、同号に規定する内部取引には、当該外国法人の恒久的施設と本店等との間の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の支払に相当する事実（政令で定める金融機関に該当する外国法人の恒久的施設と本店等との間の利子の支払に相当する事実を除く。）その他政令で定める事実は、含まれないものとする。

第三編第二章第一節中**第百四十一条**の前に次の款名を付する。

第一款 課税標準

第百四十一条を次のように改める。

第百四十一条 外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得に係る所得の金額とする。

- 一 恒久的施設を有する外国法人 各事業年度の次に掲げる国内源泉所得

- イ 第三百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得
- ロ 第三百三十八条第一項第二号から第六号までに掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）
- 二 恒久的施設を有しない外国法人 各事業年度の第三百三十八条第一項第二号から第六号までに掲げる国内源泉所得

第四百四十一条の次に次の款名を付する。

第二款 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

第四百四十二条を次のように改める。

（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）

- 第四百四十二条①** 外国法人の各事業年度の前条第一号イに掲げる国内源泉所得（以下この款において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る所得の金額は、外国法人の当該事業年度の恒久的施設を通じて行う事業に係る益金の額から当該事業年度の当該事業に係る損金の額を控除した金額とする。
- ② 外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業につき、前編第一章第一節第二款から第九款まで（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第二十五条の二（受贈益の益金不算入）、第二十六条（還付金等の益金不算入）、第三十三条第五項（資産の評価損の損金不算入等）、第三十七条第二項（寄附金の損金不算入）、第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）、第四十一条（法人税額から控除する外国税額の損金不算入）、第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）、第五十七条第二項（残余財産の確定に係る部分に限る。）（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条第二項（残余財産の確定に係る部分に限る。）（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）、第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）及び第六十一条の二第十六項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）並びに第五款第五目（連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益）及び第六目（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）を除く。）及び第十一款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）の規定に準じて計算した場合に益金の額となる金額又は損金の額となる金額とする。
- ③ 外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき、前項

の規定により第二十二條（各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次に定めるところによる。

- 一 第二十二條第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用のうち第百三十八條第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に係るものについては、債務の確定しないものを含むものとする。
 - 二 第二十二條第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用には、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に共通するこれらの費用のうち、当該恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるところにより配分した金額を含むものとする。
 - 三 第二十二條第五項に規定する資本等取引には、恒久的施設を開設するための外国法人の本店等（第百三十八條第一項第一号に規定する本店等をいう。以下この号において同じ。）から恒久的施設への資金の供与又は恒久的施設から本店等への剰余金の送金その他これらに類する事実を含むものとする。
- ④ 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三編第二章第一節中第百四十二條の次に次の七條及び一款を加える。

（還付金等の益金不算入）

第百四十二條の二① 外国法人が次に掲げるものの還付を受け、又はその還付を受けるべき金額を未納の国税若しくは地方税に充当される場合には、その還付を受け又は充当される金額は、その外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

- 一 前條第二項の規定により第三十八條第一項又は第二項（法人税額等の損金不算入）の規定に準じて計算する場合に各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの
- 二 前條第二項の規定により第五十五條第三項（不正行為等に係る費用等の損金不算入）の規定に準じて計算する場合に各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの
- 三 第百四十四條の十一（所得税額等の還付）又は第百四十七條の三（確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金（第百四十四條の六第一項第五号（確定申告）に掲げる金額（同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）に相当するものに限る。）
- 四 第百四十四條の十三（欠損金の繰戻しによる還付）の規定による還付金（同條第一項第一号に定める金額に相当するものに限る。）又は地方法人税法第二十三條（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）の規定に

よる還付金（同号に定める金額に百分の四・四を乗じて計算した金額に相当するものに限る。）

- ② 外国法人が納付することとなつた外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額につき第四百四十四条の二第一項から第三項まで（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受けた事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）開始の日後七年以内に開始する当該外国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合（当該外国法人が同条第六項に規定する適格合併等により同項に規定する被合併法人等である他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該外国法人が移転を受けた当該事業に係る所得に基因して納付することとなつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該外国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。）には、その減額された金額のうち同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額（益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。）は、当該外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。
- ③ 外国法人が前条第二項の規定により第五十五条第四項の規定に準じて計算する場合において各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されないものの還付を受けるときは、その還付を受ける金額は、その外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

（保険会社の投資資産及び投資収益）

- 第四百四十二条の三① 外国法人（保険業法第二条第七項（定義）に規定する外国保険会社等に限る。以下この項において同じ。）の各事業年度の恒久的施設に係る投資資産（保険料として収受した金銭その他の資産を保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために運用する場合のその運用資産として財務省令で定めるものをいう。以下この項及び第五項において同じ。）の額が、当該外国法人の投資資産の額のうち当該恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額に満たない場合には、その満たない部分に相当する金額に係る収益の額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該外国法人の当該恒久的施設を通じて行う事業に係る収益の額として、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- ② 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- 一 前項に規定する満たない部分に相当する金額が同項に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の十以下であるとき。
 - 二 前項に規定する満たない部分に相当する金額に係る収益の額として政令で定めるところにより計算した金額が千万円以下であるとき。
 - 三 当該事業年度の恒久的施設に係る総資産の額が当該事業年度の当該恒久的施設に係る負債の額及び純資産の額の合計額を上回る場合として政令で定める場合に該当するとき。
- ③ 前項の規定は、同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨を記載した書類及びその計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。
- ④ 税務署長は、前項の書類を保存していなかった場合においても、その保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。
- ⑤ 投資資産の額の算定の時期その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)

- 第百四十二条の四①** 外国法人の各事業年度の恒久的施設に係る自己資本の額（当該恒久的施設に係る純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）が、当該外国法人の資本に相当する額のうち当該恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額に満たない場合には、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の額として政令で定める金額のうち、その満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
- ② 外国法人の資本に相当する額が著しく低い場合の恒久的施設に帰せられるべき資本に相当する額の計算その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入)

- 第百四十二条の五①** 銀行法第四十七条第二項（外国銀行の免許等）に規定する外国銀行支店に係る同法第十条第二項第八号（業務の範囲）に規定する外国銀行又は金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）である外国法人の各事業年度において、その有する資本に相当する

ものに係る負債につき支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）がある場合には、当該利子の額のうち当該外国法人の前条第一項に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- ② 前項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定により損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。
- ③ 税務署長は、第一項の規定により損金の額に算入されることとなる金額の全部又は一部につき前項の書類の保存がない場合においても、当該書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、当該書類の保存がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。
- ④ 第一項に規定する資本に相当するものに係る負債の範囲その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（法人税額から控除する外国税額の損金不算入）

第百四十二条の六 外国法人が第百四十四条の二第一項（外国法人に係る外国税額の控除）に規定する控除対象外国法人税の額につき同条又は第百四十四条の十一第一項（所得税額等の還付）若しくは第百四十七条の三第一項（確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定の適用を受ける場合には、当該控除対象外国法人税の額は、その外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

（本店配賦経費に関する書類の保存がない場合における本店配賦経費の損金不算入）

第百四十二条の七① 外国法人が第百四十二条第三項第二号（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定の適用を受ける場合において、同号に規定する政令で定めるところにより配分した金額（以下この条において「本店配賦経費」という。）につき、その配分に関する計算の基礎となる書類その他の財務省令で定める書類の保存がないときは、その書類の保存がなかつた本店配賦経費については、その外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- ② 税務署長は、本店配賦経費の全部又は一部につき前項の書類の保存がない場合においても、その保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、その書類の保存がなかつた

本店配賦経費につき同項の規定を適用しないことができる。

(恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益)

第百四十二条の八① 恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなつた場合（恒久的施設の他の者への譲渡その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなつた場合を除く。）には、恒久的施設閉鎖事業年度（恒久的施設を有しない外国法人になつた日の属する事業年度をいう。以下この項において同じ。）終了の時に恒久的施設に帰せられる資産（第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券その他の政令で定める資産を除く。）の評価益（当該終了の時の価額がその時の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）又は評価損（当該終了の時の帳簿価額がその時の価額を超える場合のその超える部分の金額をいう。）は、当該外国法人の当該恒久的施設閉鎖事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

② 前項の規定により同項に規定する評価益又は評価損が益金の額又は損金の額に算入された資産の帳簿価額その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算

第百四十二条の九 外国法人の各事業年度の第百四十一条第一号ロ及び第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得の金額は、これらの規定に規定する国内源泉所得につき政令で定めるところにより第百四十二条（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）及び第百四十二条の二（還付金等の益金不算入）の規定に準じて計算した金額とする。

第百四十三条第一項中「第百四十一条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する」を「次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、これらの」に改め、**同項**に次の各号を加える。

- 一 第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得
- 二 第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得
- 三 第百四十一条第二号に定める国内源泉所得

第百四十三条第二項中「第百四十一条に規定する」を「同項各号に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、これらの」に改める。

第百四十四条の見出しを「（外国法人に係る所得税額の控除）」に改め、**同条**

中「（外国法人に係る法人税の課税標準）」を「（課税標準）」に改め、「区分」の下に「（同条第一号に掲げる外国法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）」を加え、「各号に掲げる国内源泉所得」を「各号に定める国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）」に改め、「（同法第百六十一条第五号（内国法人から受ける配当等）に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。）」を削り、「所得税法第百六十一条第二号」を「同法第百六十一条第一項第六号」に、「第百六十一条第八号」を「第百六十一条第一項第十二号」に、「当該国内源泉所得」を「第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）に規定する国内源泉所得」に改め、**第三編第二章第二節**中同条の次に次の一条を加える。

（外国法人に係る外国税額の控除）

第百四十四条の二① 恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この項及び第八項において同じ。）を納付することとなる場合には、当該事業年度の第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得（以下第三項までにおいて「恒久的施設帰属所得」という。）に係る所得の金額につき第百四十三条第一項又は第二項（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定を適用して計算した金額のうち当該事業年度の国外所得金額（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額のうち国外源泉所得に係るものとして政令で定める金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国法人税の額（第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得につき課される外国法人税の額に限るものとし、その所得に対する負担が高率な部分として政令で定める外国法人税の額、外国法人の通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国法人税の額その他政令で定める外国法人税の額を除く。以下この条において「控除対象外国法人税の額」という。）を当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する。

② 恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該事業年度の控除限度額、地方法人税控除限度額として政令で定める金額及び地方税控除限度額として政令で定める金額の合計額を超える場合において、前三年内事業年度（当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度をいう。以下この条において同じ。）の控除限度額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、

その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額を当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する。

- ③ 恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該事業年度の控除限度額に満たない場合において、その前三年内事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項において「繰越控除対象外国法人税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額から当該事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額を控除した残額を限度として、その繰越控除対象外国法人税額を当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する。
- ④ 第一項に規定する国外源泉所得とは、第百三十八条第一項第一号に掲げる所得のうち次のいずれかに該当するものをいう。
- 一 国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得
 - 二 国外にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの
 - 三 国外において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行う法人が受ける当該人的役務の提供に係る対価
 - 四 国外にある不動産、国外にある不動産の上に存する権利若しくは国外における採石権の貸付け（地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。）、国外における租鉱権の設定又は所得税法第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者若しくは外国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価
 - 五 所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの
 - イ 外国の国債若しくは地方債又は外国法人の発行する債券の利子
 - ロ 国外にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所」という。）に預け入れられた預貯金（所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。）の利子
 - ハ 国外にある営業所に信託された合同運用信託若しくはこれに相当する信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託（所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託をいう。次号ロにおいて同じ。）若しくはこれに相当する信託の収益の分配
 - 六 所得税法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの
 - イ 外国法人から受ける所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、

利益の配当、剰余金の分配又は基金利息

- ロ 国外にある営業所に信託された所得税法第二条第一項第十二号の二に規定する投資信託（公社債投資信託並びに公募公社債等運用投資信託及びこれに相当する信託を除く。）又は第二条第二十九号ハ（定義）に規定する特定受益証券発行信託に相当する信託の収益の分配
- 七 国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）で当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）
- 八 国外において業務を行う者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの
 - イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又はその譲渡による対価
 - ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の使用料又はその譲渡による対価
 - ハ 機械、装置その他政令で定める用具の使用料
- 九 国外において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの
- 十 国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第六項（定義）に規定する外国保険業者の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）
- 十一 次に掲げる給付補填金、利息、利益又は差益
 - イ 所得税法第一百七十四条第三号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる給付補填金のうち国外にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの
 - ロ 所得税法第一百七十四条第四号に掲げる給付補填金に相当するもののうち国外にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に相当するものに係るもの
 - ハ 所得税法第一百七十四条第五号に掲げる利息に相当するもののうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの
 - ニ 所得税法第一百七十四条第六号に掲げる利益のうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの

ホ 所得税法第七百七十四条第七号に掲げる差益のうち国外にある営業所が受け入れた預貯金に係るもの

ヘ 所得税法第七百七十四条第八号に掲げる差益に相当するもののうち国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

十二 国外において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）に基づいて受ける利益の分配

十三 前各号に掲げるもののほかその源泉が国外にある所得として政令で定めるもの

⑤ 租税条約（第三百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）において国外源泉所得（第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下この項において同じ。）につき前項の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける外国法人については、同項の規定にかかわらず、国外源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。

⑥ 第六十九条第十一項及び第十二項の規定は、外国法人が他の外国法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人（第八項において「被合併法人等」という。）とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（第八項において「適格合併等」という。）により当該他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けた場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは「第四百四十四条の二第二項及び第三項（外国法人に係る外国税額の控除）」と、「前三年内事業年度の控除限度額」とあるのは「同条第二項に規定する前三年内事業年度（以下この項及び次項において「前三年内事業年度」という。）の同条第一項に規定する控除限度額（以下この項及び次項において「控除限度額」という。））」と、「控除対象外国法人税の額」とあるのは「同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この項及び次項において「控除対象外国法人税の額」という。））」と、同条第十二項中「前項」とあるのは「第四百四十四条の二第六項において準用する前項」と読み替えるものとする。

⑦ 第六十九条第十三項の規定は、適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人である外国法人が前項において準用する同条第十一項の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「第二項及び第三項」とあるのは「第四百四十四条の二第二項及び第三項（外国法人に係る外国税額の控除）」と、「控除限度額及び控除対象外国法人税の額」とあるのは「同条第一項に規定する控除限度額（以下この項において「控

除限度額」という。)及び同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額(以下この項において「控除対象外国法人税の額」という。))と、「第十一項」とあるのは「同条第六項において準用する第十一項」と、「の前三年内事業年度」とあるのは「の同条第二項に規定する前三年内事業年度(以下この項において「前三年内事業年度」という。))」と、「及び同条第五項」とあるのは「及び第八十一条の十五第五項」と、「並びに第十一項」とあるのは「並びに第一百四十四条の二第六項において準用する第十一項」と読み替えるものとする。

- ⑧ 外国法人が納付することとなつた外国法人税の額につき第一項から第三項までの規定の適用を受けた事業年度(以下この項において「適用事業年度」という。)開始の日後七年以内に開始する当該外国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合(当該外国法人が適格合併等により被合併法人等である他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該外国法人が移転を受けた当該事業に係る所得に基因して納付することとなつた外国法人税の額に係る当該被合併法人等の適用事業年度開始の日後七年以内に開始する当該外国法人の各事業年度において当該外国法人税の額が減額された場合を含む。)における第一項から第三項までの規定の適用については、政令で定めるところによる。
- ⑨ 第一項から第五項までの規定、第六項において準用する第六十九条第十一項及び第十二項の規定並びに第七項において準用する同条第十三項の規定並びに前項の規定は、外国法人である人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得について納付する控除対象外国法人税の額については、適用しない。
- ⑩ 第六十九条第十六項から第十八項までの規定は、外国法人が納付することとなる控除対象外国法人税の額につき、第一項から第三項までの規定による控除をする場合について準用する。この場合において、同条第十六項中「第一項」とあるのは「第一百四十四条の二第一項(外国法人に係る外国税額の控除)」と、「控除対象外国法人税の額の」とあるのは「同項に規定する控除対象外国法人税の額(以下この項及び次項において「控除対象外国法人税の額」という。))の」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、同条第十七項中「第二項及び第三項」とあるのは「第一百四十四条の二第二項及び第三項」と、「繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額」とあるのは「同条第二項に規定する繰越控除限度額(以下この項において「繰越控除限度額」という。))又は同条第三項に規定する繰越控除対象外国法人税額(以下この項において「繰越控除対象外国法人税額」という。))」と、「)に当該各事業年度の控除限度額」

とあるのは「）に当該各事業年度の控除限度額（同条第一項に規定する控除限度額をいう。以下この項において同じ。））」と、同条第十八項中「、第一項から第三項まで」とあるのは「、第百四十四条の二第一項から第三項まで」と、「つき第一項から第三項まで」とあるのは「つき同条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

- ⑪ 前三項に定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三編第二章第三節を次のように改める。

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 中間申告

（中間申告）

第百四十四条の三① 恒久的施設を有する外国法人である普通法人は、その事業年度（恒久的施設を有する外国法人になった日の属する事業年度を除く。次条第一項において同じ。）が六月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合若しくは当該金額がない場合又は当該二月以内に恒久的施設を有する外国法人である普通法人が国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき第百四十四条の六第一項第七号（確定申告）に掲げる金額で当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

② 恒久的施設を有しない外国法人である普通法人は、その事業年度が六月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合若しくは当該金額がない場合又は当該二月以内に恒久的施設を有しない外国法人である普通法人が第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき第百四十四条の六第二項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前

日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

- ③ 第七十一条第二項から第四項まで（中間申告）の規定は、第一項の普通法人を合併法人とし、他の外国法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合の同項第一号に掲げる金額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二項	前項第一号	第百四十四条の三第一項第一号（中間申告）
第二項第一号	第七十四条第一項第二号	第百四十四条の六第一項第七号又は第二項第二号（確定申告）
第三項	同項第一号	第百四十四条の三第一項第一号

- ④ 第七十一条第二項から第四項までの規定は、第二項の普通法人を合併法人とし、恒久的施設を有しない他の外国法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合の同項第一号に掲げる金額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二項	前項第一号	第百四十四条の三第二項第一号（中間申告）
第二項第一号	第七十四条第一項第二号	第百四十四条の六第二項第二号（確定申告）
第三項	同項第一号	第百四十四条の三第二項第一号

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）

第百四十四条の四① 恒久的施設を有する外国法人である普通法人（第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である第百四十一条第一号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その普通法人は、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することができる。ただし、同項ただし書の規定により中間申告書を提出することを要

しない場合又は第七号に掲げる金額が同条の規定により計算した同項第一号に掲げる金額を超える場合は、この限りでない。

一 当該期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

二 当該期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

三 当該期間を一事業年度とみなして第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

四 当該期間を一事業年度とみなして第二号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

五 当該期間を一事業年度とみなして第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条（所得税額の控除）の規定及び第百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定を適用するものとした場合に控除をされるべき金額で第三号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがあるときは、その控除しきれなかつた金額

六 当該期間を一事業年度とみなして第百四十四条において準用する第六十八条の規定を適用するものとした場合に控除をされるべき金額で第四号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがあるときは、その控除しきれなかつた金額

七 第三号に掲げる法人税の額（前号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額を控除した残額）及び第四号に掲げる法人税の額（第五号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額を控除した残額）の合計額

八 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

② 恒久的施設を有しない外国法人である普通法人（第四条の七に規定する受託法人を除く。）が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その普通法人は、前条第二項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した中間申告書を提出することができる。ただし、同項ただし書の規定により中間申告書を提出することを要しない場合又は第二号に掲げる金額が同条の規定により計算した同項第一号に掲げる金額を超える場合は、この限りでない。

一 当該国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

- 二 当該期間を一事業年度とみなして前号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額
- 三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項
- ③ 前二項に規定する事項を記載した中間申告書には、これらの規定に規定する期間の末日における貸借対照表、当該期間の損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。
- ④ 第一項に規定する期間に係る課税標準である第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第三号に掲げる法人税の額、同項に規定する期間に係る課税標準である同条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第四号に掲げる法人税の額又は第二項に規定する期間に係る課税標準である同条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額若しくは欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、次に定めるところによる。
- 一 第二条第二十五号（定義）中「確定した決算」とあるのは「決算」と、第六十八条第三項（第百四十四条において準用する場合に限る。）及び第六十九条第十六項（外国税額の控除）（第百四十四条の二第十項において準用する場合に限る。）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、第六十九条第十七項（第百四十四条の二第十項において準用する場合に限る。）中「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」とあるのは「中間申告書、修正申告書又は更正請求書にこれら」と、第百四十二条の五第二項（外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入）中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」とする。
- 二 第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により前編第一章第一節第三款（第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）を除く。）、第四款（第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）を除く。）及び第七款（課税標準の計算）（第五十七条第二項、第七項及び第十項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しの要件）並びに第五十八条第二項及び第五項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しの要件）を除く。）の規定に準じて計算する場合におけるこれらの規定中「確定申告書」とあるのは「中間申告書」と、「確定した決算」とあるのは「決算」と読み替えるものとする。
- ⑤ 前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額及び第一項第七号又は第二項第二号に掲げる法人税の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

(中間申告書の提出がない場合の特例)

第百四十四条の五 中間申告書を提出すべき外国法人である普通法人がその中間申告書とその提出期限までに提出しなかつた場合には、その普通法人については、その提出期限において、税務署長に対し、次の各号に掲げる普通法人の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した中間申告書の提出があつたものとみなして、この法律の規定を適用する。

- 一 恒久的施設を有する外国法人である普通法人 第百四十四条の三第一項各号(中間申告)に掲げる事項
- 二 恒久的施設を有しない外国法人である普通法人 第百四十四条の三第二項各号に掲げる事項

第二款 確定申告

(確定申告)

第百四十四条の六① 恒久的施設を有する外国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内(当該外国法人が国税通則法第百十七条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合には、当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその有しないこととなる日とのうちいずれか早い日まで)に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号及び第二号に規定する国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約(第百三十九条第一項(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)に規定する租税条約をいう。次項において同じ。)の規定その他政令で定める規定により法人税を課さないこととされる場合は、当該申告書を提出することを要しない。

- 一 当該事業年度の課税標準である第百四十一条第一号イ(課税標準)に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額
- 二 当該事業年度の課税標準である第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額
- 三 第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節(税額の計算)の規定を適用して計算した法人税の額
- 四 第二号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節の規定を適用して計算した法人税の額
- 五 第百四十四条(外国法人に係る所得税額の控除)において準用する第六十八条(所得税額の控除)の規定及び第百四十四条の二(外国法人に係る外国税額の控除)の規定による控除をされるべき金額で第三号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつ

た金額

六 第四百四十四条において準用する第六十八条の規定による控除をされるべき金額で第四号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

七 第三号に掲げる法人税の額（前号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額を控除した残額）及び第四号に掲げる法人税の額（第五号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額を控除した残額）の合計額

八 第五号に掲げる金額で前号に掲げる合計額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

九 第六号に掲げる金額で第七号に掲げる合計額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

十 その外国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、第七号に掲げる合計額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額

十一 前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

十二 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

② 恒久的施設を有しない外国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内（当該外国法人が第三百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合には、当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその廃止の日とのうちいずれか早い日まで）に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第四百四十一条第二号に定める国内源泉所得を有しない場合又は第一号に規定する国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約の規定により法人税を課さないこととされる場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の課税標準である第四百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額

二 前号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき前節の規定を適用して計算した法人税の額

三 第四百四十四条において準用する第六十八条の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

四 その外国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除し

た金額

五 前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

③ 前二項の規定による申告書には、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(確定申告書の提出期限の延長)

第四百四十四条の七 第七十五条（確定申告書の提出期限の延長）の規定は、外国法人が、災害その他やむを得ない理由（次条に規定する理由を除く。）により決算が確定しないため、前条第一項又は第二項の規定による申告書（恒久的施設を有する外国法人が国税通則法第一百七十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合又は恒久的施設を有しない外国法人が第三百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合において提出すべきものを除く。）を前条第一項又は第二項に規定する提出期限までに提出することができないと認められる場合について準用する。

(確定申告書の提出期限の延長の特例)

第四百四十四条の八 第七十五条の二（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定は、外国法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、当該事業年度以後の各事業年度の第四百四十四条の六第一項又は第二項（確定申告）の規定による申告書（恒久的施設を有する外国法人が国税通則法第一百七十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合又は恒久的施設を有しない外国法人が第三百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業で国内において行うものを廃止する場合において提出すべきものを除く。）をそれぞれ第四百四十四条の六第一項又は第二項に規定する提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合について準用する。

第三款 納付

(中間申告による納付)

第四百四十四条の九 中間申告書を提出した外国法人である普通法人は、当該申告書に記載した第四百四十四条の三第一項第一号（中間申告）に掲げる金額（第四百四十四条の四第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載した中間申告書を提出した場合には、同項第七号に掲げる金額）又は第四百四十四条の三第二項第一号に掲げる金額（第四百四十四条の四第二項各

号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出した場合には、同項第二号に掲げる金額)があるときは、当該申告書の提出期限までに、これらの金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

(確定申告による納付)

第百四十四条の十 第百四十四条の六第一項又は第二項(確定申告)の規定による申告書を提出した外国法人は、同条第一項の規定による申告書に記載した同項第七号に掲げる金額(同項第十号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額)又は同条第二項の規定による申告書に記載した同項第二号に掲げる金額(同項第四号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額)があるときは、これらの申告書の提出期限までに、これらの金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

第四款 還付

(所得税額等の還付)

- 第百四十四条の十一**① 確定申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第百四十四条の六第一項第五号(確定申告)に掲げる金額(同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額)若しくは同項第六号に掲げる金額(同項第九号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額)又は同条第二項第三号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した外国法人に対し、これらの金額に相当する税額を還付する。
- ② 第七十八条第二項(所得税額等の還付)の規定は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、同条第三項の規定は前項の規定による還付金を同項の外国法人の提出した確定申告書に係る事業年度の第百四十一条第一号又は第二号(課税標準)に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税で未納のものに充当する場合について、それぞれ準用する。
- ③ 第一項の還付の手續、同項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む。)につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(中間納付額の還付)

- 第百四十四条の十二**① 中間申告書を提出した外国法人である普通法人からその中間申告書に係る事業年度の確定申告書の提出があつた場合において、その確定申告書に第百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号(確定申告)に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その普通法人に対し、これらの金額に相当する中間納付額を還付する。
- ② 第七十九条第二項(中間納付額の還付)の規定は前項の規定による還付金の還付をする場合について、同条第三項の規定は前項の規定による還付金につい

て還付加算金を計算する場合について、同条第四項の規定は前項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る事業年度の第四百四十一条第一号又は第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税で未納のものに充当する場合について、第七十九条第五項の規定はこの項において準用する同条第二項の規定による還付金について、それぞれ準用する。

- ③ 第一項の還付の手続、同項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠損金の繰戻しによる還付）

第四百四十四条の十三① 恒久的施設を有する外国法人の青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた次の各号に掲げる欠損金額がある場合（第九項又は第十項の規定に該当する場合を除く。）には、その外国法人は、当該申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該各号に定める金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

一 当該事業年度において生じた第四百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る欠損金額 当該欠損金額に係る事業年度（以下この号において「欠損事業年度」という。）開始の日前一年以内に開始したいずれかの事業年度の同条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第四百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条（所得税額の控除）の規定又は第四百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。）に、当該いずれかの事業年度（以下この号において「還付所得事業年度」という。）の第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額のうち占める欠損事業年度の当該欠損金額（この条の規定により他の還付所得事業年度の同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額

二 当該事業年度において生じた第四百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る欠損金額 当該欠損金額に係る事業年度（以下この号において「欠損事業年度」という。）開始の日前一年以内に開始したいずれかの事業年度の同条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第四百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。）に、当該いずれかの事業年度（以下この号において「還付

所得事業年度」という。)の第四百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額のうち占める欠損事業年度の当該欠損金額(この条の規定により他の還付所得事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。)に相当する金額の割合を乗じて計算した金額

- ② 恒久的施設を有しない外国法人の青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた第四百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る欠損金額がある場合(第十項の規定に該当する場合を除く。)には、その外国法人は、当該申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該欠損金額に係る事業年度(以下この項において「欠損事業年度」という。)開始の日前一年以内に開始したいずれかの事業年度の同号に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額(附帯税の額を除くものとし、第四百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。)に、当該いずれかの事業年度(以下この項において「還付所得事業年度」という。)の同号に定める国内源泉所得に係る所得の金額のうち占める欠損事業年度の当該欠損金額(この条の規定により他の還付所得事業年度の同号に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。)に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。
- ③ 第一項第一号の場合において、既に同号に規定する還付所得事業年度の第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、その額からその適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得事業年度の同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額をもつて当該還付所得事業年度の同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額とみなして、同項(第一号に係る部分に限る。)の規定を適用する。
- ④ 第一項第二号の場合において、既に同号に規定する還付所得事業年度の第四百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、その額からその適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額をもつて当該還付所得事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額とみなして、同項(第二号に係る部分に

限る。)の規定を適用する。

- ⑤ 第二項の場合において、既に同項に規定する還付所得事業年度の第四百十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、その額からその適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得事業年度の同号に定める国内源泉所得に係る所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額をもつて当該還付所得事業年度の同号に定める国内源泉所得に係る所得の金額とみなして、同項の規定を適用する。
- ⑥ 第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、同項の外国法人が同号に規定する還付所得事業年度から同号に規定する欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度（第四百四十四条の六第一項ただし書（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合であつて、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。
- ⑦ 第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、同項の外国法人が同号に規定する還付所得事業年度から同号に規定する欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度（第四百四十四条の六第一項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合であつて、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。
- ⑧ 第二項の規定は、同項の外国法人が同項に規定する還付所得事業年度から同項に規定する欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度（第四百四十四条の六第二項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合であつて、当該欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。
- ⑨ 第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、第一項の外国法人につき解散（適格合併による解散を除く。）、事業の全部の譲渡、更生手続の開始その他これらに準ずる事実で政令で定めるものが生じた場合において、当該事実が生じた日前一年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事

業年度において生じた同号に規定する欠損金額（第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の規定に準じて計算する場合に各事業年度の第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されたものその他政令で定めるものを除く。）があるときについて準用する。この場合において、第一項中「当該申告書の提出と同時に」とあるのは「第九項に規定する事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる」とあるのは「請求することができる。ただし、第一号に掲げる金額については同号に規定する還付所得事業年度から同号に規定する欠損事業年度までの各事業年度（第百四十四条の六第一項ただし書（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る」と読み替えるものとする。

- ⑩ 第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項又は第二項及び第五項の規定は、外国法人につき解散（適格合併による解散を除く。）、事業の全部の譲渡、更生手続の開始その他これらに準ずる事実で政令で定めるものが生じた場合において、当該事実が生じた日以前一年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた同号又は第二項に規定する欠損金額（第百四十二条の九（その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算）の規定により準じて計算する第百四十二条第二項の規定により第五十七条第一項の規定に準じて計算する場合に各事業年度の第百四十一条第一号ロ又は第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されたものその他政令で定めるものを除く。）があるときについて準用する。この場合において、第一項中「当該申告書の提出と同時に」とあるのは「同項に規定する事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる」とあるのは「請求することができる。ただし、第二号に掲げる金額については同号に規定する還付所得事業年度から同号に規定する欠損事業年度までの各事業年度（第百四十四条の六第一項ただし書（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る」と、第二項中「当該申告書の提出と同時に」とあるのは「同項に規定する事実が生じた日以後一年以内に」と、「請求することができる」とあるのは「請求することができる。ただし、当該還付所得事業年度から当該欠損事業年度までの各事業年度（第百四十四条の六第二項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限る」と読み替えるものと

する。

- ⑪ 第一項（前二項において準用する場合を含む。）又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による還付の請求をしようとする外国法人は、その還付を受けようとする法人税の額、その計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- ⑫ 第八十条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定は前項の還付請求書の提出があつた場合について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第六項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、それぞれ準用する。

第五款 更正の請求の特例

第四百四十五条 外国法人が、確定申告書に記載すべき第四百四十四条の六第一項第一号から第十一号まで若しくは第二項第一号から第五号まで（確定申告）に掲げる金額又は地方法人税法第二条第十六号（定義）に規定する地方法人税確定申告書に記載すべき同法第十九条第一項第一号から第四号まで（確定申告）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受け、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該外国法人は、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

- 一 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度後の各事業年度で決定を受けた事業年度に係る第四百四十四条の六第一項第三号、第四号若しくは第十号又は第二項第二号若しくは第四号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合
- 二 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る事業年度後の各事業年度で決定を受けた事業年度に係る第四百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

第四百四十六条第二項の表第二百二十二条第二項第一号（青色申告の承認の申請）の項中「第四百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する普通法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれか

に該当する」を「恒久的施設を有する外国法人である普通法人の恒久的施設を有する」に、「同条第四号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有しない外国法人である」に、「人的役務提供事業」を「第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業（第四号において「人的役務提供事業」という。）」に、「同号に掲げる」を「第百四十一条第二号（課税標準）に定める」に、「第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「同項第四号」に、「その該当する」を「その恒久的施設を有する」に、「その有する」を「その対価以外のものを有する」に改め、同表第百二十二条第二項第二号の項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同表第百二十二条第二項第四号の項中「第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する普通法人がこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなった日、同条第四号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有しない外国法人である」に、「同号に掲げる」を「第百四十一条第二号に定める」に、「第百三十八条第二号」を「第百三十八条第一項第四号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同表に次のように加える。

第百二十三条第二号	取引	取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。第百二十六条第一項及び第百二十七条第一項第三号（青色申告の承認の取消し）において同じ。）
第百二十七条第一項第四号	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項又は第二項

第百四十七条中「、第百三十三条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）及び第百三十四条（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）」を削り、**第三編第五章**中同条の次に次の三条を加える。

（外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認）

第百四十七条の二 税務署長は、外国法人の各事業年度の第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る所得に対する法人税につき更正又は決定をする場合にお

いて、その外国法人の行為又は計算で、これを容認した場合には、当該各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額から控除する金額の増加、当該各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する金額の増加、第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に係る利益の額の減少又は損失の額の増加その他の事由により法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その外国法人の当該各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の課税標準若しくは欠損金額又は恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額を計算することができる。

（確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）

- 第百四十七条の三①** 外国法人の提出した確定申告書に係る法人税につき更正（当該法人税についての更正の請求（国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をいう。次条において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第百四十四条の六第一項第五号（確定申告）に掲げる金額（同項第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）若しくは同項第六号に掲げる金額（同項第九号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）又は同条第二項第三号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その外国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。
- ② 第百三十三条第二項（確定申告又は連結確定申告に係る更正等による所得税額等の還付）の規定は前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、同条第三項の規定は前項の規定による還付金を同項の外国法人の提出した確定申告書に係る事業年度の第百四十一条第一号又は第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税で未納のものに充当する場合について、それぞれ準用する。
- ③ 第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）

- 第百四十七条の四①** 中間申告書を提出した外国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税につき国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号（確定申告）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その普通法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

- ② 中間申告書を提出した外国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税につき更正（当該法人税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第四百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その普通法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。
- ③ 第三百三十四条第三項（確定申告又は連結確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付）の規定は前二項の規定による還付金の還付をする場合について、同条第四項の規定は前二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合について、同条第五項の規定は前二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る事業年度の第四百四十一条第一号又は第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得に対する法人税で未納のものに充当する場合について、第三百三十四条第六項の規定はこの項において準用する同条第三項の規定による還付金について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第一号中「第七十四条第一項」とあるのは「第四百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）」と、同項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは「第四百四十四条の六第一項若しくは第二項」と読み替えるものとする。
- ④ 第一項又は第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三編第五章を同編第六章とし、第四百四十六条の次に次の一章を加える。

第五章 恒久的施設に係る取引に係る文書化

- 第四百四十六条の二**① 恒久的施設を有する外国法人は、第三百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）を有する場合において、当該外国法人が他の者との間で行つた取引のうち、当該外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該外国法人の恒久的施設に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該恒久的施設に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。
- ② 恒久的施設を有する外国法人は、恒久的施設帰属所得を有する場合において、

当該外国法人の第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と恒久的施設との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が同号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第百四十九条第一項中「第百四十一条第四号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有しない外国法人である」に、「同条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれかに該当する」を「恒久的施設を有する」に、「第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「第百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）」に、「第百四十一条第四号に掲げる」を「第百四十一条第二号（課税標準）に定める」に、「第百三十八条第二号に」を「同項第四号に」に、「その該当する」を「その恒久的施設を有する」に、「その有する」を「その対価以外のものを有する」に改め、**同条第二項**中「該当する」を「である」に改める。

第百五十条第三項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める。

第百五十条の二第一項中「取引を」を「取引（恒久的施設を有する外国法人にあつては、第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。以下この項において同じ。）を」に改める。

第百五十九条第一項中「（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」及び「（第百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を削り、「若しくは第八十九条第二号」を「、第八十九条第二号」に、「法人税の額につき」を「法人税の額若しくは第百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号（確定申告）に規定する法人税の額（第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する第六十八条の規定又は第百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算をこれらの規定を適用しないうとした法人税の額）若しくは第百四十四条の六第二項第二号に規定する法人税の額（第百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないうとした法人税の額）につき」に、「又は第百四十五条第一項」を「又は第百四十四条の十三第十二項（欠損金の繰戻しによる還付）」に改め、**同条第三項**中「（第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第八十九条（」を

「、第八十九条（」に、「）の規定」を「）又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定」に改め、「（第百四十四条において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第八十九条第二号」を「、第八十九条第二号」に、「法人税の額につき」を「法人税の額又は第百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号に規定する法人税の額（第百四十四条において準用する第六十八条の規定又は第百四十四条の二の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同項第三号又は第四号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）若しくは第百四十四条の六第二項第二号に規定する法人税の額（第百四十四条において準用する第六十八条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした法人税の額）につき」に改める。

第百六十条中「（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第八十九条」を「、第八十九条」に、「）の規定」を「）又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）の規定」に改める。

第百六十二条中「（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第八十八条」を「、第八十八条」に、「申告書（」を「申告書又は第百四十四条の三第一項（中間申告）の規定による申告書で第百四十四条の四第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したもの若しくは第百四十四条の三第二項の規定による申告書で第百四十四条の四第二項各号に掲げる事項を記載したもの（」に改める。

（別表の改正略）

○法人税法施行令の一部改正（抜粋）

法人税法施行令の一部を改正する政令（平成26・3・31政138）による改正

施行 平成 26・4・1〔それ以外の施行日は個別に注記〕

第五条第一項第一号を次のように改める。

- 一 物品販売業（動植物その他通常物品とイわないものの販売業を含む。）

第九條第一項第一号ホ中「並びに」を「及び地方法人税の額並びに」に改め〔平成26・10・1〕、「含む」の下に「。ホにおいて同じ」を、「受ける金額」の下に「並びに法第百四十二条の二第一項（還付金等の益金不算入）に規定する還付を受け又は充当される金額（同項第一号に掲げる金額にあつては、法第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により法第三十八条第一項の規定に準じて計算する場合に法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額及び地方法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税の額に係る部分の金額を除く。）、法第百四十二条の二第二項に規定する減額された部分として政令で定める金額及び同条第三項に規定する還付を受ける金額」を加え、同号チ中「第三百三十六条の四第一項」を「第三百三十六条の三第一項」に改め、同号ヌ中「同じ。）」の下に「及び地方法人税（法第三十八条第一項第四号及び第五号に掲げる地方法人税並びに附帯税を除く。次条第一項第一号において同じ。）」を加える〔平成28・4・1〕。

第二十三条第三項第十一号を次のように改める〔金商等一部改正法（平成25法45）附則1条3号施行日〕。

十一 会社法第百六十七条第三項（効力の発生）若しくは第二百八十三条（一に満たない端数の処理）に規定する一株に満たない端数（これに準ずるものを含む。）又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十九（一に満たない端数の処理）に規定する一口に満たない端数に相当する部分の対価としての金銭の交付

第百七十六条を次のように改める〔平成28・4・1〕。

（恒久的施設に係る内部取引の相手方である本店等の範囲）

第百七十六条 法第三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第十二号の十八イ（定義）に規定する事業を行う一定の場所に相当するもの
- 二 法第二条第十二号の十八ロに規定する建設作業等を行う場所（当該建設作業等を含む。）に相当するもの
- 三 法第二条第十二号の十八ハに規定する自己のために契約を締結する権限のある者に相当する者
- 四 前三号に掲げるものに準ずるもの

第百七十七条の見出し中「資産の」の下に「運用又は保有により生ずる」を加え、同条第一項中「第百三十八条第一号」を「第百三十八条第一項第二号」に改め、同項第三号中「(次項において「営業所」という。)」を削り、同条第二項を削る〔平成28・4・1〕。

第百七十八条を次のように改める〔平成28・4・1〕。

(国内にある資産の譲渡により生ずる所得)

第百七十八条① 法第百三十八条第一項第三号(国内源泉所得)に規定する政令で定める所得は、次に掲げる所得とする。

- 一 国内にある不動産の譲渡による所得
- 二 国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法の規定による鉱業権又は採石法の規定による採石権の譲渡による所得
- 三 国内にある山林の伐採又は譲渡による所得
- 四 内国法人の発行する株式(社債的受益権(資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号(特定目的信託契約)に規定する社債的受益権をいう。以下この条において同じ。)を除く。次号において同じ。)(株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。)その他内国法人の出資者の持分(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十条第一項(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置等)に規定する特例旧特定目的会社の出資者の持分及び社債的受益権を除く。以下この項及び第四項において「株式等」という。)の譲渡による所得で次に掲げるもの
 - イ 同一銘柄の内国法人の株式等の買集めをし、その所有者である地位を利用して、当該株式等をその内国法人若しくはその特殊関係者に対し、又はこれらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより譲渡をすることによる所得
 - ロ 内国法人の特殊関係株主等である外国法人が行うその内国法人の株式等の譲渡による所得
- 五 不動産関連法人の株式(出資(社債的受益権を除く。))を含む。第八項及び第十項において同じ。)の譲渡による所得
- 六 国内にあるゴルフ場の所有又は経営に係る法人の株式又は出資を所有することがそのゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用する権利を有する者となるための要件とされている場合における当該株式又は出

資の譲渡による所得

七 国内にあるゴルフ場その他の施設の利用に関する権利の譲渡による所得

- ② 前項第四号イに規定する株式等の買集めとは、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。第九項において同じ。）又は同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会がその会員（同条第十九項に規定する取引参加者を含む。）に対し特定の銘柄の株式につき価格の変動その他売買状況等に異常な動きをもたらす基因となると認められる相当数の株式の買集めがあり、又はその疑いがあるものとしてその売買内容等につき報告又は資料の提出を求めた場合における買集めその他これに類する買集めをいう。
- ③ 第一項第四号イに規定する特殊関係者とは、同号イの内国法人の役員又は主要な株主等（同号イに規定する株式等の買集めをした者から当該株式等を取得することによりその内国法人の主要な株主等となることとなる者を含む。）、これらの者の親族、これらの者の支配する法人、その内国法人の主要な取引先その他その内国法人とこれらに準ずる特殊の関係のある者をいう。
- ④ 第一項第四号ロに規定する特殊関係株主等とは、次に掲げる者をいう。
- 一 第一項第四号ロの内国法人の一の株主等
 - 二 前号の一の株主等と第四条（同族関係者の範囲）に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のある者
 - 三 第一号の一の株主等が締結している組合契約（次に掲げるものを含む。）に係る組合財産である第一項第四号ロの内国法人の株式等につき、その株主等に該当することとなる者（前二号に掲げる者を除く。）
 - イ 当該一の株主等が締結している組合契約による組合（これに類するものを含む。以下この号において同じ。）が締結している組合契約
 - ロ イ又はハに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約
 - ハ ロに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約
- ⑤ 前項及び第十項に規定する組合契約とは次の各号に掲げる契約をいい、これらの規定に規定する組合財産とは当該各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。
- 一 民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約 同法第六百六十八条（組合財産の共有）に規定する組合財産
 - 二 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約 同法第十六条（民法の準用）において準用する民法第六百六十八条に規定する組合財産
 - 三 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項（有限責任事業組合契約）

に規定する有限責任事業組合契約 同法第五十六条（民法の準用）において準用する民法第六百六十八条に規定する組合財産

四 外国における前三号に掲げる契約に類する契約（以下この号において「外国組合契約」という。） 当該外国組合契約に係る前三号に規定する組合財産に類する財産

⑥ 第一項第四号ロに規定する株式等の譲渡は、次の各号に掲げる要件を満たす場合の同項第四号ロの外国法人の当該譲渡の日の属する事業年度（以下この項及び第九項において「譲渡事業年度」という。）における第二号に規定する株式又は出資の譲渡に限るものとする。

一 譲渡事業年度終了の日以前三年内のいずれかの時において、第一項第四号ロの内国法人の特殊関係株主等がその内国法人の発行済株式又は出資（社債的受益権を除く。次号及び次項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式又は出資（社債的受益権を除き、当該特殊関係株主等が第四項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。次号及び次項において同じ。）を所有していたこと。

二 譲渡事業年度において、第一項第四号ロの外国法人を含む同号ロの内国法人の特殊関係株主等が最初にその内国法人の株式又は出資の譲渡をする直前のその内国法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五（当該譲渡事業年度が一年に満たない場合には、百分の五に当該譲渡事業年度の月数を乗じたものを十二で除して計算した割合）以上に相当する数又は金額の株式又は出資の譲渡をしたこと。

⑦ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第一項第四号ロの外国法人を含む同号ロの内国法人の特殊関係株主等が前項第二号に掲げる要件を満たす同号に規定する株式又は出資の譲渡をしたものとして、同項の規定を適用する。

一 第一項第四号ロの外国法人がその有する株式又は出資を発行した同号ロの内国法人の行った分割型分割により分割承継法人の株式その他の資産の交付を受けた場合において、当該分割型分割に係る第百十九条の八第一項（分割型分割の場合の譲渡対価の額及び譲渡原価の額等）に規定する割合に、当該内国法人の当該分割型分割の直前の発行済株式等の総数又は総額のうち当該外国法人を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該分割型分割の直前に所有していた当該内国法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合が百分の五以上であるとき。

二 第一項第四号ロの外国法人がその有する株式又は出資を発行した同号ロの

内国法人の法第二十四条第一項第三号（配当等の額とみなす金額）に規定する資本の払戻し又は解散による残余財産の一部の分配（以下この号において「払戻し等」という。）として金銭その他の資産の交付を受けた場合において、当該払戻し等に係る第百十九条の九第一項（資本の払戻し等の場合の株式の譲渡原価の額等）に規定する割合に、当該内国法人の当該払戻し等の直前の発行済株式等の総数又は総額のうち当該外国法人を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該払戻し等の直前に所有していた当該内国法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合が百分の五以上であるとき。

⑧ 第一項第五号に規定する不動産関連法人とは、その有する資産の価額の総額のうち次に掲げる資産の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人をいう。

一 国内にある土地等（土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物をいう。以下この項において同じ。）

二 その有する資産の価額の総額のうち国内にある土地等の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人の株式

三 前号又は次号に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうち国内にある土地等並びに前号、この号及び次号に掲げる株式の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上であるものに限る。）の株式（前号に掲げる株式に該当するものを除く。）

四 前号に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうち国内にある土地等並びに前二号及びこの号に掲げる株式の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上であるものに限る。）の株式（前二号に掲げる株式に該当するものを除く。）

⑨ 第一項第五号に規定する株式の譲渡は、次に掲げる株式又は出資の譲渡に限るものとする。

一 譲渡事業年度開始の日の前日において、その株式又は出資（金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして財務省令で定めるものに限る。次号において「上場株式等」という。）に係る第一項第五号の不動産関連法人の特殊関係株主等が当該不動産関連法人の発行済株式又は出資（社債的受益権及び当該不動産関連法人が有する自己の株式又は出資を除く。次号において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五を超える数又は金額の株式又は出資（社債的受益権を除き、当該特殊関係株主等が次項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。）を有し、かつ、その株式又は出資の譲渡をした者が当該特殊関係株主等である

場合の当該譲渡

- 二 譲渡事業年度開始の日の前日において、その株式又は出資（上場株式等を除く。）に係る第一項第五号の不動産関連法人の特殊関係株主等が当該不動産関連法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二を超える数又は金額の株式又は出資（社債的受益権を除き、当該特殊関係株主等が次項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。）を有し、かつ、その株式又は出資の譲渡をした者が当該特殊関係株主等である場合の当該譲渡
- ⑩ 前項に規定する特殊関係株主等とは、次に掲げる者をいう。
- 一 第一項第五号の不動産関連法人の一の株主等
 - 二 前号の一の株主等と第四条に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のある者
 - 三 第一号の一の株主等が締結している組合契約（次に掲げるものを含む。）に係る組合財産である第一項第五号の不動産関連法人の株式につき、その株主等に該当することとなる者（前二号に掲げる者を除く。）
 - イ 当該一の株主等が締結している組合契約による組合（これに類するものを含む。以下この号において同じ。）が締結している組合契約
 - ロ イ又はハに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約
 - ハ ロに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約
- ⑪ 第六項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第百七十九条中「第百三十八条第二号」を「第百三十八条第一項第四号」に改め、同条第三号中「行なう」を「行う」に、「附随して行なわれる」を「付随して行われる」に、「第百四十一条第二号（外国法人に係る法人税の課税標準）」を「第二条第十二号の十八ロ（定義）」に、「すえ付け」を「据付け」に改める〔平成 28・4・1〕。

第百七十九条の二を削る〔平成 28・4・1〕。

第百八十条から第百八十四条までを次のように改める〔平成 28・4・1〕。

（国内に源泉がある所得）

第百八十条 法第百三十八条第一項第六号（国内源泉所得）に規定する政令で定める所得は、次に掲げる所得とする。

- 一 国内において行う業務又は国内にある資産に関し受ける保険金、補償金又は損害賠償金（これらに類するものを含む。）に係る所得

- 二 国内にある資産の贈与を受けたことによる所得
- 三 国内において発見された埋蔵物又は国内において拾得された遺失物に係る所得
- 四 国内において行う懸賞募集に基づいて懸賞として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得
- 五 前各号に掲げるもののほか、国内において行う業務又は国内にある資産に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得

(債務の保証等に類する取引)

第八十一条 法第三百三十八条第二項（国内源泉所得）に規定する政令で定める取引は、資金の借入れその他の取引に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）とする。

(国際運輸業所得)

第八十二条 法第三百三十八条第三項（国内源泉所得）に規定する政令で定める所得は、外国法人が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行うことにより生ずる所得のうち、船舶による運送の事業にあつては国内において乗船し又は船積みをした旅客又は貨物に係る収入金額を基準とし、航空機による運送の事業にあつてはその国内業務（国内において行う業務をいう。以下この条において同じ。）に係る収入金額又は経費、その国内業務の用に供する固定資産の価額その他その国内業務が当該運送の事業に係る所得の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因を基準として判定したその外国法人の国内業務につき生ずべき所得とする。

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第八十三条① 法第三百三十九条第二項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する利子に準ずるものとして政令で定めるものは、手形の割引料、第三百三十六条の二第一項（金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入）に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるものとする。

② 法第三百三十九条第二項に規定する政令で定める金融機関は、銀行法第四十七条第二項（外国銀行の免許等）に規定する外国銀行支店に係る同法第十条第二項第八号（業務の範囲）に規定する外国銀行、保険業法第二条第七項（定義）に規定する外国保険会社等又は金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）とする。

③ 法第三百三十九条第二項に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

- 一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実
 - イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの
 - ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）
 - ハ 第十三条第八号イからツまで（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号ワからツまでに掲げるものに相当するものを含む。）

二 前号イからハマまでに掲げるものの譲渡又は取得に相当する事実

（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）

第百八十四条① 外国法人の各事業年度の法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得（以下この条及び第百八十六条（控除対象外国法人税の額が減額された部分のうち益金の額に算入するもの等）において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入すべき金額につき、法第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により次の各号に掲げる法の規定に準じて計算する場合には、当該各号に定めるところによる。

- 一 法第二十二条（各事業年度の所得の金額の計算） 同条第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び同条第三項各号に掲げる額は、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。
- 二 法第二十三条（受取配当等の益金不算入） 同条第四項に規定する負債の利子は、外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る当該負債の利子に限るものとする。
- 三 法第二十五条（資産の評価益の益金不算入等） 同条第二項及び第三項に規定する資産は、外国法人の有する資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。
- 四 法第二十九条（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法） 同条第一項に規定する棚卸資産は、外国法人の棚卸資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。
- 五 法第三十一条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法） 同条第一項に規定する減価償却資産は、外国法人の減価償却資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。
- 六 法第三十二条（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法） 同条第一項に規定する繰延資産は、外国法人の繰延資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。
- 七 法第三十三条（資産の評価損の損金不算入等） 同条第二項から第四項ま

でに規定する資産は、外国法人の有する資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

八 法第三十四条(役員給与の損金不算入) 同条第一項に規定する使用人は、外国法人の使用人のうちその外国法人が恒久的施設を通じて行う事業のために常時勤務する者に限るものとする。

九 法第三十七条(寄附金の損金不算入) 同条第一項に規定する資本金等の額は、外国法人の資本金等の額にその外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちにその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した金額とし、同項に規定する所得の金額は、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額とする。

十 法第三十八条(法人税額等の損金不算入) 同条第一項に規定する法人税及び同条第二項各号に掲げる租税(以下この号において「法人税等」という。)は、外国法人の本店若しくは主たる事務所の所在する国又はその地方公共団体により課される法人税等に相当するものを含むものとする。

十一 法第四十条(法人税額から控除する所得税額の損金不算入) 同条に規定する控除又は還付をされる金額に相当する金額は、法第百四十四条(外国法人に係る所得税額の控除)において準用する法第六十八条第一項(所得税額の控除)の規定又は法第百四十四条の十一(所得税額等の還付)若しくは第百四十七条の三第一項(確定申告に係る更正等による所得税額等の還付)の規定の適用を受けた場合におけるこれらの規定による控除又は還付をされる金額に相当する金額とする。

十二 法第四十七条(保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入) 同条第一項及び第二項に規定する代替資産(同条第一項に規定する損壊をした所有固定資産の改良をした場合における当該固定資産を含む。)は、これらの規定に規定する取得若しくは改良又は交付の時に国内にある当該代替資産(外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限る。)に限るものとする。

十三 法第五十条(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入) 次に定めるところによる。

イ 法第五十条第一項に規定する取得資産は、同項に規定する交換の時に国内にある固定資産(外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限る。)に限るものとし、当該取得資産には法第百三十八条第一項第一号(国内源泉所得)に規定する本店等(以下この条において「本店等」という。)からその交換により取得したものとされる固定資産を含むものとする。

ロ 法第五十条第一項に規定する譲渡資産は、同項に規定する交換の時に
いて国内にある固定資産（外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る
ものに限る。）に限るものとする。

十四 法第五十二条（貸倒引当金） 次に定めるところによる。

イ 法第五十二条第一項及び第二項に規定する金銭債権は、外国法人の恒久
的施設を通じて行う事業に係る当該金銭債権に限るものとし、恒久的施設
と本店等との間の内部取引（法第百三十八条第一項第一号に規定する内部
取引をいう。第六項において同じ。）に係る金銭債権に相当するものは当
該金銭債権に含まれないものとする。

ロ 法第五十二条第一項及び第二項に規定する各事業年度には、恒久的施設
を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなつた場合におけるそ
の有しないこととなつた日の属する事業年度（以下この項において「国内
事業終了年度」という。）は、含まれないものとする。

十五 法第五十三条（返品調整引当金） 同条第一項に規定する事業に係る棚
卸資産の販売は、外国法人が恒久的施設を通じて行う同項に規定する対象事
業に係る棚卸資産（法第六十三条第六項（長期割賦販売等）に規定する長期
割賦販売等に係る棚卸資産で、その収益の額及び費用の額につき同条第一項
本文又は第二項本文の規定の適用を受けたものを除く。）の販売に限るもの
とし、法第五十三条第一項に規定する各事業年度には、外国法人の国内事業終
了年度は、含まれないものとする。

十六 法第五十五条（不正行為等に係る費用等の損金不算入） 同条第三項各
号に掲げる額は、外国又はその地方公共団体により課される当該各号に掲げ
る額に相当する額を含むものとする。

十七 法第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）及び
第五十八条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰
越し） 次に定めるところによる。

イ 法第五十七条第一項及び第五十八条第一項に規定する各事業年度開始の
日前九年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額は、外国法人の
恒久的施設帰属所得に係る欠損金額に限るものとし、法第百四十四条の十
三（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計
算の基礎となつたものを除くものとする。

ロ 法第五十七条第十項及び第五十八条第五項に規定する連続して確定申告
書を提出している場合は、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る欠損金額
の生じた事業年度後の各事業年度（法第百四十四条の六第一項ただし書
（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しない事業年度を除く。）

について連続して確定申告書を提出している場合とするものとする。

ハ 法第五十七条第十一項第一号及び第五十八条第六項第一号に掲げる普通法人のうち資本又は出資を有しないものには、保険業法第二条第十項（定義）に規定する外国相互会社は、含まれないものとする。

十八 法第五十九条（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入） 同条第一項から第三項までに規定する各事業年度において生じた欠損金額は、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る欠損金額に限るものとする。

十九 法第六十条（保険会社の契約者配当の損金算入） 同条第一項に規定する保険契約は、外国法人の国内にある営業所又は契約の締結の代理をする者を通じて締結された保険契約に限るものとする。

二十 法第六十一条の二第二項、第四項及び第八項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入） これらの規定に規定する旧株を発行した法人が内国法人である場合には、これらの規定に規定する政令で定める関係がある法人の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）には、外国法人の株式（恒久的施設を有する外国法人が交付を受けた恒久的施設管理親法人株式を除く。）は、含まれないものとする。

二十一 法第六十三条 次に定めるところによる。

イ 法第六十三条第一項に規定する長期割賦販売等は、外国法人が恒久的施設を通じて行う事業に係る当該長期割賦販売等に限るものとし、同項に規定するその資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日の属する事業年度以後の各事業年度及び同条第二項に規定するリース譲渡の日の属する事業年度以後の各事業年度には、外国法人の国内事業終了年度は、含まれないものとする。

ロ 外国法人が国内事業終了年度（当該外国法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資により恒久的施設を有しないこととなつた場合におけるその有しないこととなつた日の属する事業年度を除く。）において法第四百二十二条第二項の規定により法第六十三条の規定に準じて計算する場合の同条第一項又は第二項の規定の適用を受けているときは、その適用を受けている同条第一項に規定する資産の販売等又は同条第二項に規定するリース譲渡に係る収益の額及び費用の額（当該国内事業終了年度前の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるもの並びに法第四百二十二条第二項の規定により法第六十三条の規定に準じて計算する場合の同条第一項又は第二項の規定により当該国内事業終了年度の

恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。)は、当該国内事業終了年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入するものとする。

二十二 法第六十四条の二（リース取引に係る所得の金額の計算） 同条第一項に規定するリース取引は、外国法人が恒久的施設を通じて行う事業に係る当該リース取引に限るものとする。

- ② 法第四百四十二条第三項第二号に規定する政令で定めるところにより配分した金額は、外国法人の当該事業年度の同号に規定する費用につき、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に係る収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうち、これらの事業の内容及び当該費用の性質に照らして合理的と認められる基準を用いて当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に配分した金額とする。
- ③ 恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設管理親法人株式の全部又は一部につきその交付の時に当該外国法人の本店等に移管する行為その他当該恒久的施設を通じて行う事業に係る資産として管理しなくなる行為を行った場合には、その行為に係る恒久的施設管理親法人株式について、その交付の時に当該恒久的施設において管理した後、直ちに当該外国法人の恒久的施設と本店等との間で移転が行われたものとみなして、法第三百三十八条第一項第一号の規定を適用する。
- ④ 第一項第二十号及び前項に規定する恒久的施設管理親法人株式とは、外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して、法第六十一条の二第二項に規定する合併（内国法人が行うものに限る。）、同条第四項に規定する金銭等不交付分割型分割（内国法人が行うものに限る。）又は同条第八項に規定する株式交換（内国法人が行うものに限る。）により交付を受けた合併親法人株式等（同条第二項に規定する政令で定める関係がある法人（外国法人に限る。）の株式、同条第四項に規定する親法人（外国法人に限る。）の株式又は同条第八項に規定する政令で定める関係がある法人（外国法人に限る。）の株式をいう。）をいう。
- ⑤ 外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入すべき金額につき、法第四百四十二条第二項の規定により前編第一章第一節（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(表略)

- ⑥ 外国法人の本店等と恒久的施設との間で当該恒久的施設における資産の購入

その他資産の取得に相当する内部取引がある場合には、その内部取引の時にその内部取引に係る資産を取得したものとして、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する法人税に関する法令の規定を適用する。

第三編第二章の章名及び同章第一節の節名を削る〔平成 28・4・1〕。

第百八十四条の前に次の章名及び節名を付する〔平成 28・4・1〕。

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算

第百八十五条から第百九十条までを次のように改める〔平成 28・4・1〕。

(外国税額の還付金のうち益金の額に算入されないもの)

第百八十五条① 法第百四十二条の二第二項（還付金等の益金不算入）に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額は、同項に規定する外国法人税の額（以下この条において「外国法人税の額」という。）が減額された金額のうち、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に相当する金額とする。

一 当該外国法人税の額のうち外国法人の適用事業年度（法第百四十四条の二第一項から第三項まで（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この条において同じ。）において法第百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この条及び次条において「控除対象外国法人税の額」という。）とされた部分の金額

二 当該減額された後の当該外国法人税の額につき当該外国法人の適用事業年度において法第百四十四条の二第一項の規定を適用したならば控除対象外国法人税の額とされる部分の金額

② 外国法人の法第百四十四条の二第六項に規定する適格合併等により同項に規定する被合併法人等（以下この項において「被合併法人等」という。）である他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該外国法人が移転を受けた当該事業に係る所得に基因して納付することとなつたものが減額されたときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に相当する金額は、前項に規定する残額に相当する金額に含まれるものとする。

一 当該外国法人税の額のうち当該被合併法人等の適用事業年度（当該被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度以前の事業年度又は適格分割

若しくは適格現物出資の日の属する事業年度前の事業年度に限る。)において
控除対象外国法人税の額とされた部分の金額

- 二 当該減額された後の当該外国法人税の額につき当該被合併法人等の適用事業年度において法第百四十四条の二第一項の規定を適用したならば控除対象外国法人税の額とされる部分の金額

(控除対象外国法人税の額が減額された部分のうち益金の額に算入するもの等)

第百八十六条 法第百四十二条の二第二項(還付金等の益金不算入)に規定する益金の額に算入する額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第百四十二条の二第二項に規定する外国法人が、同項に規定する外国法人税の額が減額されることとなつた日の属する事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額を当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入した場合 その減額された外国法人税の額のうち前条の規定により控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額
- 二 法第百四十二条の二第二項に規定する外国法人が、同項に規定する外国法人税の額が減額されることとなつた日の属する事業年度又はその翌事業年度開始の日以後二年以内に開始する各事業年度において、前条の規定により控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額の全部又は一部を第二百一条第一項(外国法人税が減額された場合の特例)の規定による同項に規定する納付控除対象外国法人税額からの控除又は同条第三項の規定による同項に規定する控除限度超過額からの控除に充てることができない場合 前条の規定により控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額のうちこれらの控除に充てることができなかつた部分の金額
- ② 前項第一号に掲げる場合に該当することとなつた外国法人に係る同号に定める金額は、その外国法人の法第百四十二条の二第二項に規定する外国法人税の額が減額されることとなつた日の属する事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入し、前項第二号に掲げる場合に該当することとなつた外国法人に係る同号に定める金額は、その外国法人の同日の属する事業年度の翌事業年度開始の日以後二年以内に開始する各事業年度のうち最後の事業年度(当該各事業年度のうちいずれかの事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額を当該いずれかの事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入した場合には、その損金の額に算入した事業年度)の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入する。

(保険会社の投資資産及び投資収益)

第百八十七条① 法第百四十二条の三第一項（保険会社の投資資産及び投資収益）

に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の外国法人の当該事業年度の投資資産（同項に規定する投資資産をいう。次項において同じ。）の額に、第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額とする。

一 当該外国法人の当該事業年度終了の時に於いて恒久的施設に係る責任準備金（保険業法第百九十九条（業務等に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同法第百十六条第一項（責任準備金）に規定する責任準備金をいう。）として積み立てられている金額及び支払備金（同法第百九十九条の規定により読み替えられた同法第百十七条第一項（支払備金）に規定する支払備金をいう。）として積み立てられている金額の合計額

二 当該外国法人の当該事業年度終了の時に於いて保険業法に相当する外国の法令の規定により同法第百十六条第一項に規定する責任準備金に相当するものとして積み立てられている金額及び同法第百十七条第一項に規定する支払備金に相当するものとして積み立てられている金額の合計額

② 法第百四十二条の三第一項に規定する満たない部分に相当する金額に係る収益の額として政令で定めるところにより計算した金額は、前項の規定により計算した金額から同項の外国法人の当該事業年度の恒久的施設に係る投資資産の額を控除した残額に、当該外国法人の当該事業年度の投資資産から生じた収益の額の当該外国法人の当該事業年度の投資資産の額の平均的な残高に対する割合として合理的な方法により計算した割合を乗じて計算した金額とする。

③ 法第百四十二条の三第二項第三号に規定する政令で定める場合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額と第三号に掲げる金額との合計額を超える場合とする。

一 法第百四十二条の三第一項の外国法人の当該事業年度終了の時に於ける恒久的施設に係る資産の帳簿価額（当該恒久的施設と当該外国法人の本店等（法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等をいう。以下この項において同じ。）との間の内部取引（同号に規定する内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る勘定科目に計上されている金額を除く。）

二 法第百四十二条の三第一項の外国法人の当該事業年度終了の時に於ける恒久的施設に係る負債の帳簿価額（当該恒久的施設と当該外国法人の本店等との間の内部取引に係る勘定科目に計上されている金額を除く。）

三 法第百四十二条の三第一項の外国法人の当該事業年度終了の時に於ける恒久的施設に係る純資産の額（保険業法第百九十条（供託）の供託金の額、当

該外国法人の資本に相当する額に対応する資産のうち国内に持ち込んだものの額及び当該恒久的施設と当該外国法人の本店等との間の内部取引に係る勘定科目に計上されている金額を除く。）

- ④ 第一項に規定する当該事業年度の投資資産の額及び第二項に規定する当該事業年度の恒久的施設に係る投資資産の額は、当該外国法人の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている金額によるものとする。

(恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入)

第百八十八条① 法第百四十二条の四第一項（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）に規定する恒久的施設に係る純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

- 一 当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設に係る資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額
二 当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設に係る負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

② 法第百四十二条の四第一項に規定する外国法人の資本に相当する額のうち恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「恒久的施設帰属資本相当額」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により計算した金額とする。

- 一 資本配賦法（次に掲げる外国法人の区分に応じそれぞれ次に定める方法により計算した金額をもつて恒久的施設帰属資本相当額とする方法をいう。）
イ ロに掲げる外国法人以外の外国法人 資本配賦原則法（(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した残額に、(3)に掲げる金額の(4)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。）

- (1) 当該外国法人の当該事業年度の総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額
(2) 当該外国法人の当該事業年度の総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額
(3) 当該外国法人の当該事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の額について、取引の相手方の契約不履行その他の財務省令で定める理由により発生し得る危険（以下この項、第四項及び第七項において「発生し得る危険」という。）を勘案して計算した金額
(4) 当該外国法人の当該事業年度終了の時の総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

ロ 銀行法第四十七条第二項（外国銀行の免許等）に規定する外国銀行支店

に係る同法第十条第二項第八号（業務の範囲）に規定する外国銀行又は金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）である外国法人 規制資本配賦法（当該外国法人の当該事業年度の銀行法に相当する外国の法令の規定による同法第十四条の二第一号（経営の健全性の確保）に規定する自己資本の額に相当する金額又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定による同法第四十六条の六第一項（自己資本規制比率）に規定する自己資本規制比率に係る自己資本の額に相当する金額（次号ロ(1)及び第四項において「規制上の自己資本の額」という。）に、(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。）

- (1) 当該外国法人の当該事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額
- (2) 当該外国法人の当該事業年度終了の時の総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

二 同業法人比準法（次に掲げる外国法人の区分に応じそれぞれ次に定める方法により計算した金額をもつて恒久的施設帰属資本相当額とする方法をいう。）

イ ロに掲げる外国法人以外の外国法人 リスク資産資本比率比準法（当該外国法人の当該事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額に、(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。）

- (1) 当該外国法人の当該事業年度終了の日以前三年内に終了した比較対象法人（当該外国法人の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う法人（当該法人が外国法人である場合には、恒久的施設を通じて当該同種の事業を行うものに限る。）でその同種の事業に係る事業規模その他の状況が類似するものをいう。イ及び次項第二号において同じ。）の各事業年度のうちいずれかの事業年度（当該比較対象法人の純資産の額の総資産の額に対する割合が当該同種の事業を行う法人の当該割合に比して著しく低い場合として財務省令で定める場合に該当する事業年度を除く。イ及び同号において「比較対象事業年度」という。）終了の時の貸借対照表に計上されている当該比較対象法人の純資産の額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る純資産の額）
- (2) 比較対象法人の比較対象事業年度終了の時の総資産の額（当該比較対

象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る資産の額) について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

ロ 前号ロに掲げる外国法人 リスク資産規制資本比率比準法 (当該外国法人の当該事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額に、(1)に掲げる金額の(2)に掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。)

(1) 当該外国法人の当該事業年度終了の日以前三年内に終了した比較対象法人 (当該外国法人の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う法人 (当該法人が外国法人である場合には、恒久的施設を通じて当該同種の事業を行うものに限る。)) でその同種の事業に係る事業規模その他の状況が類似するものをいう。ロにおいて同じ。) の各事業年度のうちいずれかの事業年度 (当該比較対象法人の純資産の額の総資産の額に対する割合が当該同種の事業を行う法人の当該割合に比して著しく低い場合として財務省令で定める場合に該当する事業年度を除く。ロにおいて「比較対象事業年度」という。) 終了の時の規制上の自己資本の額又は銀行法第十四条の二第一号に規定する自己資本の額に相当する金額若しくは金融商品取引法第四十六条の六第一項に規定する自己資本規制比率に係る自己資本の額に相当する金額 (当該比較対象法人が外国法人である場合には、これらの金額のうち当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る部分に限る。)

(2) 比較対象法人の比較対象事業年度終了の時の総資産の額 (当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る資産の額) について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

③ 前項第一号イ又は第二号イに掲げる外国法人 (保険業法第二条第七項 (定義) に規定する外国保険会社等を除く。) は、前項の規定にかかわらず、同項第一号イに定める方法は第一号に掲げる方法とし、同項第二号イに定める方法は第二号に掲げる方法とすることができる。

一 資本配賦簡便法 (前項第一号イ(1)に掲げる金額から同号イ(2)に掲げる金額を控除した残額に、イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。)

イ 当該外国法人の当該事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の帳簿価額

ロ 当該外国法人の当該事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総

資産の帳簿価額

二 簿価資産資本比率比準法（当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設に帰せられる資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額に、イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。）

イ 比較対象法人の比較対象事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている純資産の額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る純資産の額）

ロ 比較対象法人の比較対象事業年度終了の時の貸借対照表に計上されている総資産の額（当該比較対象法人が外国法人である場合には、当該比較対象法人である外国法人の恒久的施設に係る資産の額）

- ④ 第二項第一号又は前項第一号に掲げる方法により恒久的施設帰属資本相当額を計算する場合において、第二項第一号イに掲げる外国法人の同号イ(1)に掲げる金額から同号イ(2)に掲げる金額を控除する場合に控除しきれない金額があるとき、銀行法若しくは金融商品取引法に相当する外国の法令の規定により同号ロに掲げる外国法人の属する企業集団に係る規制上の連結自己資本の額（銀行法に相当する外国の法令の規定による同法第十四条の二第二号若しくは第五十二条の二十五（銀行持株会社に係る銀行の経営の健全性の確保）に規定する自己資本の額に相当する金額又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定による同法第五十七条の五第一項若しくは第五十七条の十七第一項（経営の健全性の状況を記載した書面の届出等）に規定する自己資本の額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）の算定が義務付けられているとき（これらの外国の法令の規定により、当該外国法人の属する企業集団の規制上の連結自己資本の額に加えて、当該外国法人の規制上の自己資本の額の算定が義務付けられている場合を除く。）又はこれらの外国法人の純資産の額の総資産の額に対する割合がこれらの外国法人の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を行う法人の当該割合に比して著しく低いものとして財務省令で定めるときには、前二項の規定にかかわらず、第二項第一号イに掲げる外国法人の同号イに定める方法又は前項第一号に掲げる方法は第一号に掲げる方法とし、第二項第一号ロに掲げる外国法人の同号ロに定める方法は第二号に掲げる方法とする。
- 一 連結資本配賦法（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額に、ハに掲げる金額のニに掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。）
- イ 第二項第一号イに掲げる外国法人の属する企業集団の当該事業年度の財産の状況を連結して記載した貸借対照表における総資産の帳簿価額の平

- 均的な残高として合理的な方法により計算した金額
- ロ 第二項第一号イに掲げる外国法人の属する企業集団の当該事業年度の財産の状況を連結して記載した貸借対照表における総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額
- ハ 第二項第一号イに掲げる外国法人の当該事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額
- ニ 第二項第一号イに掲げる外国法人の属する企業集団の当該事業年度終了の時の財産の状況を連結して記載した貸借対照表における総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額
- 二 連結規制資本配賦法（第二項第一号ロに掲げる外国法人の属する企業集団の当該事業年度の規制上の連結自己資本の額に、イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法をいう。）
- イ 第二項第一号ロに掲げる外国法人の当該事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額
- ロ 第二項第一号ロに掲げる外国法人の属する企業集団の当該事業年度終了の時の財産の状況を連結して記載した貸借対照表における総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額
- ⑤ 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける外国法人（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を除く。）は、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる方法は、同号イに掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した残額に、第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法とすることができる。
- 一 当該外国法人の当該事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の帳簿価額
- 二 当該外国法人の属する企業集団の当該事業年度終了の時の財産の状況を連結して記載した貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額
- ⑥ 第二項第一号イに掲げる外国法人の第四項第一号イに掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した場合に控除しきれない金額があるときの当該外国法人の恒久的施設帰属資本相当額の計算については、同号（前項の規定の適用がある場合を含む。）に定める方法を用いることができないものとする。
- ⑦ 第二項第一号イ(3)若しくは(4)、同号ロ(1)若しくは(2)、第四項第一号ハ若しくはニ若しくは同項第二号イ若しくはロに掲げる金額又は第二項第二号イ若しくはロに規定する外国法人の事業年度終了の時の恒久的施設に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額（以下この項及び次項において「危険勘案資産額」という。）に関し、外国法人の行う事業の特性、規模

その他の事情により、当該事業年度以後の各事業年度の法第百四十四条の六第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（当該各事業年度の間申申告書で法第百四十四条の四第一項各号（仮決算をした場合の間申申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その間申申告書の提出期限）までに当該危険勘案資産額を計算することが困難な常況にあると認められる場合には、当該各事業年度終了の日（当該各事業年度の間申申告書で当該各号に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、法第百四十四条の四第一項に規定する期間終了の日）前六月以内の一定の日における第二項第一号イ(3)、同号ロ(1)、同項第二号イ、同号ロ、第四項第一号ハ若しくは同項第二号イに規定する恒久的施設に帰せられる資産の額、第二項第一号イ(4)若しくは同号ロ(2)に規定する総資産の額又は第四項第一号ニ若しくは同項第二号ロに規定する総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額をもつて当該危険勘案資産額とすることができる。

- ⑧ 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度の法第百四十四条の六第一項の規定による申告書の提出期限（当該事業年度の間申申告書で法第百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものを提出する場合には、その間申申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に対し、前項に規定する提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難である理由、同項に規定する一定の日その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を提出した場合に限り、適用する。
- ⑨ 当該事業年度の前事業年度の恒久的施設帰属資本相当額を資本配賦法等（第二項第一号、第三項第一号若しくは第四項各号に掲げる方法又は第五項に規定する方法をいう。以下この項において同じ。）により計算した外国法人が当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額を計算する場合には、第四項及び第六項の規定により資本配賦法等により計算することができない場合又は当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業の種類の変更その他これに類する事情がある場合に限り同業法人比準法等（第二項第二号又は第三項第二号に掲げる方法をいう。以下この項において同じ。）により計算することができるものとし、当該事業年度の前事業年度の恒久的施設帰属資本相当額を同業法人比準法等により計算した外国法人が当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額を計算する場合には、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業の種類の変更その他これに類する事情がある場合に限り資本配賦法等により計算することができるものとする。
- ⑩ 法第百四十二条の四第一項に規定する利子に準ずるものとして政令で定めるものは、手形の割引料、第百三十六条の二第一項（金銭債務に係る債務者の償

還差益又は償還差損の益金又は損金算入)に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるものとする。

- ⑪ 法第百四十二条の四第一項に規定する政令で定める金額は、第一号から第三号までに掲げる金額の合計額から第四号に掲げる金額を控除した残額とする。
- 一 恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額（次号及び第三号に掲げる金額を除く。）
 - 二 法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引において外国法人の恒久的施設から当該外国法人の同号に規定する本店等に対して支払う利子に該当することとなるものの金額
 - 三 法第百四十二条第三項第二号（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）に規定する恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるところにより配分した金額に含まれる負債の利子の額
 - 四 法第百四十二条の五第一項（外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入）の規定により外国法人の当該事業年度の法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入される金額
- ⑫ 法第百四十二条の四第一項に規定するその満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、外国法人の当該事業年度の同項に規定する政令で定める金額に、当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額から第一号に掲げる金額を控除した残額（当該残額が第二号に掲げる金額を超える場合には、同号に掲げる金額）の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額とする。
- 一 当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設に係る法第百四十二条の四第一項に規定する自己資本の額
 - 二 当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設に帰せられる負債（法第百四十二条の四第一項に規定する利子の支払の基因となるものに限る。）の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額
- ⑬ 第一項、第二項第一号イ及び第四項第一号の帳簿価額は、当該外国法人がその会計帳簿に記載した資産又は負債の金額によるものとする。
- ⑭ 外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子につき法第百四十二条の四第一項の規定の適用がある場合における法第百四十二条第二項の規定により法第二十三条（受取配当等の益金不算入）の規定に準じて計算する場合の第二十二条（株式等に係る負債の利子の額）の規定の適用については、同条第一項中「合計額に」とあるのは「合計額（法第百四十二条の四第一項（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）の規定によ

り損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額)に」と、「貸借対照表」とあるのは「恒久的施設を通じて行う事業に係る貸借対照表」と、同条第二項中「合計額に」とあるのは「合計額（法第百四十二条の四第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額)に」と、同条第五項中「合計額（以下」とあるのは「合計額（法第百四十二条の四第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額。以下）」と、「の同条第六項」とあるのは「の法第二十三条第六項」とする。

- ⑮ 前各項に定めるもののほか、恒久的施設帰属資本相当額の計算に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入)

第百八十九条① 法第百四十二条の五第一項（外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入）に規定する利子に準ずるものとして政令で定めるものは、第百三十六条の二第一項（金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入）に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるものとする。

- ② 法第百四十二条の五第一項に規定する法第百四十二条の四第一項（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額（同項に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この項において同じ。）の計算に関する次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額を前条第二項第一号ロ又は第二号ロに定める方法により計算した場合 イに掲げる金額に、ロに掲げる金額のハに掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額

イ 当該外国法人の当該事業年度の前条第二項第一号ロに規定する規制上の自己資本の額（ハにおいて「規制上の自己資本の額」という。）に係る負債につき当該外国法人が支払う法第百四十二条の五第一項に規定する負債の利子の額

ロ 前条第二項第一号ロ又は第二号ロに定める方法により計算した当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額

ハ 当該外国法人の当該事業年度の規制上の自己資本の額

二 当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額を前条第四項第

二号に掲げる方法を用いて計算した場合 イに掲げる金額に、ロに掲げる金額のハに掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額

イ 当該外国法人の属する企業集団の当該事業年度の前条第四項第二号に規定する規制上の連結自己資本の額（ハにおいて「規制上の連結自己資本の額」という。）に係る負債につき当該外国法人が支払う法第百四十二条の五第一項に規定する負債の利子の額

ロ 前条第四項第二号に掲げる方法により計算した当該外国法人の当該事業年度の恒久的施設帰属資本相当額

ハ 当該外国法人の属する企業集団の当該事業年度の規制上の連結自己資本の額

（恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益）

第九十条① 法第百四十二条の八第一項（恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益）に規定する政令で定める事由は、恒久的施設の他の者への譲渡又は恒久的施設を有する外国法人を被合併法人若しくは分割法人とする適格合併若しくは適格分割型分割とする。

② 法第百四十二条の八第一項に規定する政令で定める資産は、法第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券及び第百十九条の十四（償還有価証券の帳簿価額の調整）に規定する償還有価証券とする。

③ 外国法人の法第百四十二条の八第一項に規定する恒久的施設閉鎖事業年度においては、当該恒久的施設閉鎖事業年度終了の時に同項に規定する恒久的施設に帰せられる資産については、法第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により法第二十五条（資産の評価益の益金不算入等）の規定に準じて計算する場合の同条第一項の規定及び法第百四十二条第二項の規定により法第三十三条（資産の評価損の損金不算入等）の規定に準じて計算する場合の同条第一項の規定は、適用しない。

④ 法第百四十二条の八第一項の規定の適用を受けた場合において、同項に規定する評価益又は評価損が益金の額又は損金の額に算入された資産については、同項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法第百四十一条第二号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る所得の金額の計算上、当該資産の帳簿価額は、別段の定めがあるものを除き、当該適用を受けた事業年度終了の時において、当該益金の額に算入された金額に相当する金額の増額がされ、又は当該損金の額に算入された金額に相当する金額の減額がされたものとする。

⑤ 法第百四十二条の八第一項の規定の適用を受けた場合において、同項に規定する評価益又は評価損が益金の額又は損金の額に算入された棚卸資産について

同項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法第百四十二条の九（その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算）の規定により準じて計算する法第百四十二条第二項の規定により法第二十九条（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）の規定に準じて計算する場合の第二十八条第一項又は第二十八条の二第一項（棚卸資産の評価の方法等）の規定による評価額の計算をするときは、法第百四十二条の八第一項の規定の適用を受けた事業年度終了の時に於いて、当該棚卸資産の取得価額に当該評価益に相当する金額を加算し、又は当該評価損に相当する金額を減算した金額により当該棚卸資産を取得したものとみなす。

- ⑥ 法第百四十二条の八第一項の規定の適用を受けた場合において、同項に規定する評価益又は評価損が益金の額又は損金の額に算入された有価証券については、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の時の法第百四十二条の九の規定により準じて計算する法第百四十二条第二項の規定により法第六十一条の二（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の規定に準じて計算する場合の第百十九条の二第一項（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法）の規定による同項第一号に掲げる移動平均法による有価証券の一単位当たりの帳簿価額は、当該評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入する直前の当該有価証券の帳簿価額に当該評価益に相当する金額を加算し、又は当該直前の帳簿価額から当該評価損に相当する金額を減算した金額をその有価証券の数で除して計算した金額とする。
- ⑦ 法第百四十二条の八第一項の規定の適用を受けた場合において、外国法人の法第百四十一条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額の計算につき法第百四十二条の九の規定により準じて計算する法第百四十二条第二項の規定により前編第一章第一節（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算するときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。（表略）

●相続税法の一部改正

所得税法等の一部を改正する法律（平成26・3・31法10）第5条による改正

施行 平成26・4・1〔それ以外の施行日は個別に注記〕

第三十八条第四項ただし書中「五十万円未満」を「百万円以下」に改める〔平成27・4・1〕。

第五十九条第五項中「所轄税務署長」の下に「(次項において「所轄税務署長」という。)」を加え、同条第六項中「第四項」を「第四項又は前項」に、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

⑥ 調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第一項又は第二項の規定及び第四項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

●租税特別措置法の一部改正（抜粋）

所得税法等の一部を改正する法律（平成26・3・31法10）第10条による改正

施行 平成26・4・1〔それ以外の施行日は個別に注記〕

第二章（第三条の二、第五条の二第六項及び第四十一条の二十一を除く。）（3条1項・8条の4・8条の8）中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に（中略）改める〔平成28・4・1〕。

第三十一条第一項中「所得税法第三十三条第一項に規定する」を削り、「他人」の下に「(当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。)」を、「定めるもの」の下に「(第三十三条から第三十七条の九まで及び第三十七条の九の五において「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」という。)」を加え（中略）る。

第三十七条の十第一項中「雑所得（」の下に「所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに」を加え、「所得税法」を「同法」に改め、同条第二項第一号*中「、新株予約権」の下に「(同条第十七項に規定する新投資口予約権を含む。以下この号において同じ。)」を加え（中略）る〔*は平成二五法四五〕。

第三十七条の十一第一項中「雑所得（」の下に「所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに」を加え、「所得税法」を「同法」に改め、同条第二項第七号中「第二条第十七項」を「第二条第十九項」に改め、同項第九号及び第十一号口中「六月以内」を「九月以内（外国法人にあつては、十二月以内）」に改め、同項第十四号中「公社債」の下に「（その発行の時に於いて法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当する会社が発行したものを除く。）」を加える〔平成 28・1・1〕。

第三十九条第一項中「この項」の下に「、第六項及び第七項」を、「第七十条の五」の下に「若しくは第七十条の七の三」を、「ものを含む」の下に「。第六項において同じ」を加え、「（同法第十九条の規定の適用がある場合には、政令で定めるところにより同条に規定する贈与税の額を調整して計算した金額とし、同法第二十条、第二十一条の十五第三項又は第二十一条の十六第四項の規定により控除される金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。）」を削り、「申告書）の提出期限」を「申告書。第四項において「相続税申告書」という。）の提出期限（第四項において「相続税申告期限」という。）に、「（当該相続又は遺贈による移転につき所得税法第五十九条第一項の規定の適用があつたものを除く。）を譲渡した」を「の譲渡（第三十一条第一項に規定する譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下この項、第四項及び第八項において同じ。）をした」に、「同法第三十三条第三項」を「所得税法第三十三条第三項」に、「のうち政令で定める」を「のうち当該譲渡をした資産に対応する部分として政令で定めるところにより計算した」に改め（中略）る〔平成 27・1・1〕。（後略）

第四十条第一項中「及び第三項」を「、第三項及び第十六項」に改め（中略）る。（後略）

第二章第四節の二を同章第四節の三とし〔平成 28・4・1〕、同章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 内部取引に係る課税の特例等（略）

第六十一条の四第四項中「前項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二号」を「以下この項」に、「をいう」を「をいい、第一項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規

定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。第二号において「飲食費」という。)であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう」に改め、**同項第二号**中「飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）」を「飲食費」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

- ⑤ 第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項第一号に規定する定額控除限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第六十一条の四第二項を同条第三項とし、**同条第一項**中「法人が平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額（」を「前項の場合において、法人のうち）」に、「法人（」を「もの（」に、「」）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない」を「をもつて、前項に規定する超える部分の金額とすることができる」に改め、**同項各号**中「当該交際費等」を「前項の交際費等」に改め、**同項**を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

- ① 法人が平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の百分の五十に相当する金額を超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第六十二条第一項中「から平成二十六年三月三十一日までの間」を「以後」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え（中略）る。（後略）

第六十六条の四第一項中「法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ」を「恒久的施設を有する外国法人である場合には」に、「これらの号」を「法人税法第百四十一条第一号イ」に、「のうち」を「として」に改め、**同条第三項**中「同法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する外国法人である」に、「国外関連者の各事業年度の所得」を「国外関連者の各事業年度の同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得」に改め（中略）る〔平成 28・4・1〕。（後略）

第六十六条の四の二第一項中「法人税の額（」を「法人税の額及び同項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額（」に、「及び当該法人税の額」を「並びに当該法人税の額及び地方法人税の額」に改め、同項ただし書中「法人税の額以外」を「法人税の額及び地方法人税の額以外」に改め（中略）る〔地方
法人税法施行日〕。（後略）

第六十六条の五第五項第九号中「第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者又は法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ当該非居住者又は外国法人のこれらの規定に定める」を「第百六十四条第一項第一号イ又は法人税法第百四十一条第一号イに掲げる」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「及び前項」を削り、同項を同条第十項とする〔平成 28・4・1〕。

第六十六条の五の二第二項中「及び第四項第二号」を「、第四項第二号及び第九項第一号ロ」に、「同号」を「第四項第二号」に改め、同条第七項中「法人」を「内国法人」に改め、同条第八項中「法人の」を「内国法人の」に、「当該法人に」を「当該内国法人に」に改め、同条第九項を次のように改める〔平成 28・4・1〕。

- ⑨ 外国法人に係る第一項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。
- 一 第一項及び第四項第二号の関連者支払利子等の額は、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとし、イに掲げる金額を含み、ロに掲げる金額を除くものとする。
 - イ 法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において当該外国法人の当該恒久的施設から当該外国法人の同号に規定する本店等に対する支払利子等に該当することとなる金額
 - ロ 法人税法第百四十二条の五第一項の規定により当該外国法人の当該事業年度の同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されるもののうち、当該外国法人の関連者等に対する支払利子等の額に相当するものとして政令で定める金額
 - 二 第一項の控除対象受取利子等合計額、第四項第一号の関連者純支払利子等の額及び同項第二号の支払利子等の額は、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。
 - 三 第一項の調整所得金額は、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イ

に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額に係るものに限るものとする。

第六十六条の五の二第十項中「前三項」を「第七項から前項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える〔平成 28・4・1〕。

- ⑩ 外国法人の当該事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該外国法人の当該事業年度に係る法人税法第百四十二条の四第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額以下となる場合には、第一項の規定は、適用しない。
- ⑪ 外国法人の当該事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該外国法人の当該事業年度に係る法人税法第百四十二条の四第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合（第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、同条第一項の規定は、適用しない。

第六十六条の六第八項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める〔金商等一部改正法（平成 25 法 45）附則 1 条 3 号施行日〕。

第六十六条の七第一項中「第十三項」を「第二十一項」に改め*、「除く。）」の下に「及び地方法人税法第十二条」を加え、「同条第八項」を「法人税法第六十九条第十四項」に改める〔地方法人税法。*は平成 28・4・1〕。

判例追補

●租税法総論

Ⅲ 租税法の解釈・適用

固定資産税の評価基準を定める告示の意義

地方税法が、固定資産税の課税標準に係る固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を総務大臣の告示に係る評価基準に委ね（388条1項）、市町村長は、評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならないと定めている（403条1項）ことは、全国一律の統一的な評価基準による評価によって、各市町村全体の評価の均衡を図り、評価に関与する者の個人差に基づく評価の不均衡を解消するために、固定資産の価格は評価基準によって決定されることを要するものとする趣旨であると解され（最判平15・6・26民集57・6・723参照）、これを受けて全国一律に適用される評価基準として昭和38年自治省告示第158号が定められ、その後数次の改正が行われている。これらの地方税法の規定及びその趣旨等に鑑みれば、固定資産税の課税においてこのような全国一律の統一的な評価基準に従って公平な評価を受ける利益は、適正な時価の多寡の問題とは別にそれ自体が地方税法上保護されるべきものといえることができる。（最判平25・7・12民集67・6・1255、重判平25租税7.....固定資産課税台帳に登録された基準年度に係る賦課期日における土地の価格が固定資産評価基準によって決定される価格を上回る場合には、同期日における当該土地の客観的な交換価値としての適正な時価を上回るか否かにかかわらず、その登録された価格の決定は違法となる、とした）

◎国税通則法

第65条

国税通則法 65条 5項における「更正を予知してなされた」修正申告の意義

国税通則法 65条 5項にいう「その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないとき」とは、税務職員が申告に係る国税についての調査に着手し、その申告が不適正であることを発見するに足るかあるいはその端緒となる資料を発見し、これにより

その後の調査が進行し先の申告が不適正で申告漏れの存することが発覚し更正に至るであろうということが客観的に相当程度の確実性をもって認められる段階（いわゆる「客観的确实時期」）に達した後に、納税者がやがて更正に至るべきことを認識した上で修正申告を決意し修正申告書を提出したものでないことをいうものと解するのが相当である。（東京地判平 24・9・25 判時 2181・77、重判平 25 租税 1）

第 68 条

会社役員の変装行為が会社の偽装行為と同視できる場合

同族会社 X 社の常務取締役で P 支店長であった A が架空の外注取引をしたこととして架空外注費を計上し、X 社がそれに基づいて納税申告書を提出した事案において、A は X 社の売上の約 2 割を占める P 支店の業務を統括していたこと、X 社の他の役員に比較して高額といえる役員給与を受け取っていたこと、X 社が社長 B の親族が発行済株式総数の過半数を保有する同族会社であって、A 自身も X 社の株式を 11・5% 保有していて B に次ぐ持株割合であったことなどから、X 社の業務・経営において重要な地位を占めていた A が、その担当業務として取引先との架空外注取引により偽装行為をしたというのであるから、その偽装行為は、すべて X の行為と同視するのが相当であり、A の偽装行為の動機・目的が私利を図ることにあるとしてもこの判断は左右されない。（広島地判平 25・3・27【平 22 行ウ 30】）

◎ 国税徴収法

第 47 条

滞納者の共有不動産の持分に対する差押処分取消訴訟における他の共有者の原告適格

滞納者と他の者との共有に係る不動産につき滞納者の持分が国税徴収法 47 条 1 項に基づいて差し押さえられた場合における他の共有者は、その差押処分の取消訴訟の原告適格を有する。（最判平 25・7・12 判時 2203・22、重判平 25 租税 6）

◎ 所得税法

第 2 条

日本に本店のある株式会社の代表取締役について「居住者」に当たるが「非永住者」に該当するとした事例

本件各課税年における代表取締役 X の日本での滞在日数、住民登録の状況、日本国内での滞在中の居住場所（住居）、本件各課税年における職業への従事状況などの事実関係に照らすと、生活の本拠たる「住所」は日本国内に有していたと見ることができ、所得税法（平成 18 法 10 による改正前のもの）2 条 1 項 3 号の「居住者」に当たる。

X は、本件各課税年中において、米国に永住する意思を有していたものと推認することができ、日本国内に永住する意思を有していたとは認められず、日本での滞在状況から、引き続いて日本国内に住所又は居所を有していたとも認められないから、「居住者のうち、国内に永住する意思がなく、かつ、現在まで引き続いて 5 年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人」という同項 4 号の各要件を満たしていたということができ、本件各課税年において日本の非永住者であったと認められる。（東京地判平 25・5・30 判時 2208・6）

第 34 条

競馬の払戻金が一時所得に当たらないとした事例

〈被告人が、3 年分にわたって、競馬で的中した馬券の払戻金により得た収入について所得税確定申告書を提出しなかったとして、所得税法違反（単純無申告罪）で起訴された事案〉馬券購入行為については、原則として、所得源泉としての継続性、恒常性が認められず、当該行為から生じた所得は一時所得に該当するが、本件の馬券購入行為については、回数、金額が極めて多数、多額に達しており、その態様も機械的、網羅的なものであること等から、馬券購入行為を一連の行為として見れば恒常的に所得を生じさせ得るものであって、その払戻金については、その所得が質的に変化して源泉性を認めるに足りる程度の継続性、恒常性を獲得したものということができるから、所得源泉性を有するものと認めるのが相当である。したがって、被告人の本件馬券購入行為から生じた所得は、一時所得に当たらず、雑所得に分類される。（大阪地判平 25・5・23【平 23 わ 625】……刑事事件での判示）

第 36 条

債務免除益が非課税とされた事例

〈病院事業を営む原告が、債務免除に係る債務免除益を事業所得の総収入金額に算入せずに所得税の確定申告をしたところ、処分行政庁からその一部を事業所得として総収入金額に加算する内容の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたため、本件債務免除益には所得税基本通達 36-17 の適用があるから前記加算は許されないと主張し、本件更正処分等の取消しを求めた事案〉債務免除を受ける直前において、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であり、かつ、当該債務免除の額が債務者にとってその債務を弁済することが著しく困難である部分の金額の範囲にとどまる場合には、当該債務免除益は各種所得の計算上収入金額又は総収入金額に算入されないものと解するのが相当であり、本件債務免除益については所得税基本通達 36-17 が適用される。(大阪地判平 24・2・28 訟月 58・11・3913、重判平 24 租税 3.....平成 26 法 10 による所得税法 44 条の 2 新設前の事件)

◎法人税法

第 2 条

収益事業に当たるとされた事例

宗教法人が使用者との間で永代使用权を設定する事業には、個々の墳墓等の敷地に相当する部分の貸付けと墓石及びカロート（墓石の基礎と一体となった骨壺等を収納するための設置物）の販売が含まれており、このうち、墳墓等の敷地に相当する部分の貸付けは、区画された土地の貸付けに当たり、法人税法施行令 5 条 1 項 5 号ニに規定する宗教法人が行う墳墓地の貸付業に該当し、本件永代使用料のうち墳墓等の敷地に相当する部分の貸付けの対価に相当する部分は、非収益事業によるものといえるが、墓石及びカロートの販売は、物品の販売に当たり、同施行令 5 条 1 項 1 号に規定する物品販売業に該当し、本件永代使用料のうち墓石及びカロートの販売の対価に相当する部分は、収益事業によるものであるといふべきである。（東京高判平 25・4・25【平 24 行コ 84】）

第 22 条

過払金返還による更正請求と公正妥当な会計処理基準

〈本件更生会社は、各事業年度において、利息制限法 1 条に規定する利率を超える利息及び遅延損害金の支払を受け、これに係る収益の額を益金の額に算入して法人税の確定申告をしていたところ、本件更生会社についての更生手続において、総額約 1

兆 3800 億円のいわゆる過払金返還請求権に係る債権が更生債権として確定したことから、本件更生会社の管財人である原告が、本件各事業年度において益金の額に算入された金額のうち当該更生債権に対応する利息制限法所定の制限を超える利息及び遅延損害金に係る部分は過大であるとして、同部分を益金の額から差し引いて法人税の額を計算し、更正をすべき旨の請求をした事案）法人税法は、法人が存続し成長することを目指して経営されるものであることに照らし、人為的に期間を区切って会計の計算をする必要があることを前提（いわゆる継続企業の前提）とした上、当該事業年度の収益又は費用若しくは損失については、当該事業年度に係る確定した決算に基づき、その発生の原因の実際の有効性等のいかんを問わず、これを認識するものとして、当該決算に基づき前記のように計算した所得の金額及びこれにつき計算した法人税の額が記載された確定申告書の提出により当該事業年度の法人税の額が確定されるとしているものと解するのが相当である。本件更生手続において、過払金返還請求権に係る債権が更生債権として確定したことに伴い、本件各事業年度において益金の額に算入されていた制限超過利息につきその支払が利息等の債務の弁済として私法上は無効なものであったというべきことを前提とする取扱いをすることとなることが確定したとしても、それについては、当該確定の事由が生じた日の属する事業年度において処理されることとなり、本件各事業年度の法人税の確定申告に係る課税標準等又は税額等の計算に遡及的に影響を及ぼすものとはいえない。（東京地判平 25・10・30【平 24 行ウ 212】）

不動産流動化実務指針に基づく処理と公正妥当な会計処理基準

不動産流動化実務指針は、不動産等が法的に譲渡され、かつ、その対価を譲渡人が収入として得ているときであっても、なお、子会社等を含む譲渡人に残された同指針のいう意味での不動産のリスクの程度を考慮して、これを金融取引として取り扱うことがあるとしたものであるが、法人税法は、適正な課税及び納税義務の履行を確保することを目的とし、資産又は事業から生ずる収益に係る法律関係を基礎に、それが実質的には他の法人等がその収益として享受するものであると認められる場合を除き、基本的に収入の原因となった法律関係に従って、各事業年度の収益として実現した金額を当該事業年度の益金の額に算入するなどし、当該事業年度の所得の金額を計算すべきものとしていると解される。したがって、当該事業年度の収益等の額の計算に当たり、本件におけるように、信託に係る受益権が契約により法的に譲渡され、当該契約に定められた対価を現に収入として得た場合において、それが実質的には他の法人等がその収益として享受するものであると認められる場合ではなくても、また、同法において他の法人との関係を考慮することができる定められたときにも当たらないにもかかわらず、他の法

人との関係をも考慮し、リスク・経済価値アプローチにより、当該譲渡を有償による信託に係る受益権の譲渡とは認識せず、専ら譲渡人について、当該譲渡に係る収益の実現があったものとししない取扱いを定めた同指針は、前記目的を有する同法の公平な所得計算という要請とは別の観点に立って定められたものとして、税会計処理基準に該当するものとはいえないといわざるを得ない。（東京高判平 25・7・19【平25行コ117】）

第 34 条

変更届出のない役員給与の事前確定届出給与の該当性

役員給与が法人税法 34 条 1 項 2 号の要件を満たすためには、その文言の合理的解釈として、当該役員給与の支給が実際に所轄税務署長に届出がされた事前の定めのおりにされることを要するというべきであり、当該役員給与の支給が事前の定めのおりにされたか否かは、特別の事情がない限り、個々の支給ごとに判定すべきものではなく、当該職務執行期間の全期間を 1 個の単位として判定すべきであり、当該職務執行期間に係る事業年度における支給中に 1 回でも事前の定めと異なるものがあるときには、当該役員給与の支給は全体として事前の定めのおりにされなかったこととなる。本件には損金算入を認めるべき特別の事情はないので、冬季賞与を含む本件各役員給与は同条一項二号の事前確定届出給与に該当しない。（東京高判平 25・3・14【平 24 行コ 424】重判平 25 租税 3）

第 130 条

青色申告に係る更正の理由付記

法人税法 130 条 2 項が、青色申告に係る法人税について更正をする場合には、更正通知書にその更正の理由を付記すべきものとしているのは、更正処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、更正の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨によるものと解される。帳簿書類の記載を否認して更正をする場合においては、法人税法が青色申告制度を採用し、青色申告に係る所得の計算については、それが法定の帳簿組織による正当な記載に基づくものである以上、その帳簿の記載を無視して更正されることがないことを納税者に保障した趣旨に鑑み、単に更正に係る勘定科目とその金額を示すだけではなく、そのような更正をした根拠を帳簿記載以上に信憑力のある資料を摘示することによって具体的に明示することを要する。（大阪高判平 25・1・18 判時 2203・25）

● 租税特別措置法

第 66 条の 6

タックスヘイブン対策税制の実体基準・管理支配基準の意義と挙証責任

〈シンガポール共和国において設立された A 社の発行済株式総数 7800 株のうち 7799 株を保有する X が、処分行政庁から、A 社は租税特別措置法 40 条の 4 第 1 項に規定する特定外国子会社等に該当し、外国子会社合算税制の適用があるとして、A 社の課税対象留保金額に相当する金額を X の雑所得の総収入金額に算入することを前提に、所得税の本件各更正処分等を受けたため、それらの取消しを求めた事案〉外国子会社合算税制の適用除外要件の主張立証責任は納税者ではなく国にあり、また、特定外国子会社等が「賃借権等の正当な権原に基づいて固定施設を使用している」というためには、特定性、排他性、独占性等の要件が必要であるとの処分行政庁の主張を前提としたとしても、A 社が実体基準を満たしていないとは認められないなどとして、X の請求を認容した原判決を支持した事例（東京高判平 25・5・29【平 24 行コ 432】重判平 25 租税 5）